

# 資料編



## ＜資料編 目次＞

【様式類】	1
資料1-1 職員配備報告書 <地震・津波-75>	1
資料1-2 応援要請書 <地震・津波-75>	2
資料1-3 県への報告種別一覧 <地震・津波-92>	3
資料1-4 被害の認定基準 <地震・津波-91>	4
資料1-5 労務者雇上げ依頼書 <地震・津波-133>	6
資料1-6 自衛隊災害派遣依頼様式 <地震・津波-135ほか>	7
【防災関係施設等】	9
資料2-1 指定緊急避難場所一覧 <地震・津波-99>	9
資料2-2 指定一般避難所一覧 <地震・津波-99>	11
資料2-3 指定福祉避難所一覧 <地震・津波-106>	13
資料2-4 津波避難ビル <地震・津波-26>	14
資料2-5 医療機関一覧 <地震・津波-113>	15
資料2-6 土砂災害警戒区域、河川の洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域内の要配慮者 利用施設一覧 <風水害-18ほか>	16
資料2-7 関係機関連絡先一覧	17
【備蓄関係】	19
資料3-1 備蓄品の種類一覧 <地震・津波-59>	19
【危険箇所関係】	20
資料4-1 海岸保全区域一覧 <風水害-15>	20
資料4-2 土砂災害（特別）警戒区域一覧 <地震・津波-43>	21
資料4-3 地すべり防止区域一覧 <地震・津波-44>	36
資料4-4 地すべり危険箇所一覧 <地震・津波-44>	37
資料4-5 急傾斜地崩壊危険区域指定地一覧 <地震・津波-44>	38
資料4-6 急傾斜地崩壊危険箇所一覧 <地震・津波-44>	39
資料4-7 土石流危険溪流一覧 <地震・津波-45>	46
資料4-8 崩壊土砂流出危険地区一覧 <地震・津波-45>	48
資料4-9 地すべり危険地区一覧 <地震・津波-45>	48
資料4-10 山腹崩壊危険地区一覧 <地震・津波-45>	49
【条例・規程等】	51
資料5-1 富津市防災会議条例	51
資料5-2 富津市災害対策本部条例	52
資料5-3 富津市防災行政無線局管理運用規程	53
資料5-4 富津市防災行政無線局（同報系）運用細則	56
資料5-5 富津市安全安心メール配信システム運用要綱	58
資料5-6 富津市災害見舞金及び災害弔慰金支給規則 <地震・津波-164>	60
資料5-7 千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例 <地震・津波-164>	63
資料5-8 災害救助法による救助の程度、方法及び期間 <地震・津波-79ほか>	67
資料5-9 災害協定一覧	71
資料5-10 防災関連計画等一覧	77
資料5-11 富津市異常水質及び流出油緊急時連絡体制組織図 <大規模-15>	78

【様式類】

資料1-1 職員配備報告書 <地震・津波-72>

職員配備報告書

年 月 日

災害対策本部長 様

〇〇部長 氏名

(配備月日 月 日)

課名	職名	氏名	配備時間	配備場所	作業内容	備考
			時 分～ 時 分			
			時 分～ 時 分			
			時 分～ 時 分			
			時 分～ 時 分			
			時 分～ 時 分			
			時 分～ 時 分			
			時 分～ 時 分			
			時 分～ 時 分			
			時 分～ 時 分			
			時 分～ 時 分			
			時 分～ 時 分			
			時 分～ 時 分			
			時 分～ 時 分			
			時 分～ 時 分			
			時 分～ 時 分			
			時 分～ 時 分			
			時 分～ 時 分			
			時 分～ 時 分			
			時 分～ 時 分			

(注) 1日につき1枚作成すること。

資料 1 - 2 応援要請書 <地震・津波-75>

年 月 日

災害対策本部長 様

〇〇部長 氏名

応 援 要 請 書

1 応援を必要とする理由			
2 応援を必要とする班			
3 応援を必要とする人員	男 人 女 人	計 人	
4 従事事務の内容			
5 従事時間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		

資料 1-3 県への報告種別一覧 <地震・津波-92>

報告の種類	報告担当	報告様式
災害緊急報告	本部班	災害緊急報告（市町村）【様式1-1】
	消防本部	災害緊急報告（消防本部）【様式1-5】
災害総括報告 <基準報告> <定時報告>	本部班	災害総括報告（その1）【様式2-1】
災害総括報告 <確定時報告>	本部班	災害総括報告（その1、その2）【様式2-1、2-2】
災害総括報告 <年報>	本部班	—
災害詳細報告	情報班、市民班	避難状況詳細報告【様式3】
	情報班、医療班	避難所・救護所開設状況報告【様式4】
	市民班	人的被害詳細報告【様式5-1】
	調査班	住家被害詳細報告【様式5-2】
	市民班、調査班	人的被害・住家被害詳細報告【様式6】（確定時報告用）
	教育班	文教施設被害詳細報告【様式7】
	医療班	病院被害詳細報告【様式8】
	土木班、経済班	公共土木施設被害詳細報告【様式9-2、9-3】
	土木班	がけくずれ被害報告【様式11】
	土木班	交通規制情報【様式12】
	環境班	清掃施設被害詳細報告【様式13】
	総務班	水道被害詳細報告【様式15-1】
	福祉班	社会福祉施設被害詳細報告【様式19】
	各班	その他施設被害詳細報告【様式20】
	消防本部	火災発生状況報告【様式21】

資料1-4 被害の認定基準 <地震・津波-91>

(県被害情報報告要領)

被害項目		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害		住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害		非住家とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 ※非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
罹災世帯	1 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 2 一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。	
罹災者	罹災世帯の構成員とする。	
その他	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法（昭和23年法律第205号）第1条第1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの）とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

被害項目		認定基準
そ の 他	港 湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄 道 不 通	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被 害 船 舶	ろ・かいのみをもって船舶する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	海 岸	海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する「海岸保全施設」とする。
	地 す べ り	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する「地すべり防止施設」とする。
	急 傾 斜 地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。
	水 道 施 設	※断水を伴う水道事業者等の施設の被害とする。
	断 水 戸 数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。
	電 気	災害により停電した戸数で、最新時点における戸数とする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。
	ブ ロ ッ ク 塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田 の 冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
畑の流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。	
畑 の 冠 水		
火 災 発 生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。	
被 害 金 額		災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済み額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外に朱書きするものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。
	そ の 他 の 公 共 施 設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村数	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
そ の 他 の 被 害 額	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。



資料 1 - 5 労務者雇上げ依頼書 <地震・津波-133>

労務者雇上げ依頼書

年 月 日

災害対策本部長 様

労 務 者 雇 上 げ 依 頼 書

職氏名

部 名				作業内容	
雇上理由					
雇上期間	月 日 ~ 月 日 随時・雇員・その他 ( )				
所要人数	男	女	計	就労時間 及び休日	
	人	人	人		
就労場所					
仕事の内容					
賃 金					
学 歴 必要な経験 免許資格等					
備 考					

資料 1 - 6 自衛隊災害派遣依頼様式 <地震・津波-135 ほか>

様式 1 災害派遣要請依頼書

第 号  
年 月 日

千葉県知事 様

富津市長 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣要請を依頼する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

様式2 災害派遣部隊撤収依頼書

第 号  
年 月 日

千葉県知事 様

富津市長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付け 号で依頼したこのことについて、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収日時 年 月 日 時 分

2 撤収理由

3 その他必要事項

## 【防災関係施設等】

### 資料2-1 指定緊急避難場所一覧 <地震・津波-99>

指定緊急避難場所とは、切迫した災害から危険を回避するために一時的に避難する場所をいい、災害別に指定しています。

No	名称	洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	所在地	標高(m)
1	富津小学校	○	○	○	○	○	富津 396-2	5.2
2	富津老人憩の家	○	○	○	○	×	富津 679-85	5.1
3	日本製鉄(株)富津寮	—	—	—	—	○	富津 679-101、102	5.2
4	富津運動広場	○	○	○	○	×	富津 680-1	5.7
5	県立富津公園駐車場	○	○	×	○	×	富津 2280	2.1
6	県立富津公園中の島	○	○	○	×	○	富津 2280	13.6
7	富津臨港公園	○	○	×	○	×	富津 2668	2.2
8	富津公民館	○	○	×	○	×	新井 932-34	2.3
9	望みの門本館	○	○	○	○	○	川名 1436	7.3
10	若葉公園	×	○	×	○	○	大堀 1107-2	2.3
11	(株)高田工業所君津支社富津寮	○	○	○	○	○	大堀 1107-51	2.4
12	(株)基行富津寮	○	—	○	—	—	大堀 1107-52	2.5
13	青堀児童遊園地	○	○	○	○	○	大堀 1822-2	10.7
14	青堀小学校	○	○	○	○	○	大堀 2042-4	6.9
15	青堀駅裏公園	○	○	○	○	○	大堀 2214	9.3
16	基行ビル	○	—	○	—	—	大堀一丁目 10-6	3.9
17	大堀第1号公園	×	○	○	○	○	大堀一丁目 11	4.2
18	青堀ふれあいシニア館	×	○	×	○	○	大堀一丁目 25-1	3.0
19	大堀第2号公園	×	○	×	○	○	大堀一丁目 26	2.9
20	大堀第3号公園	○	○	○	○	○	大堀二丁目 11	3.6
21	大堀第4号公園	×	○	×	○	○	大堀二丁目 30	2.7
22	大堀第5号公園	○	○	○	○	○	大堀三丁目 8	4.1
23	市役所富津連絡所跡地	○	○	○	○	○	青木 1561-1	6.9
24	P L A Z A D o F II	×	○	×	○	○	青木一丁目 3-2	3.0
25	イオンモール富津	○	○	×	○	○	青木一丁目 5-1	2.7
26	青木公園	○	○	×	○	○	青木二丁目 10-12	3.8
27	飯野小学校	○	○	○	○	○	下飯野 154	6.6
28	飯野コミュニティセンター	○	○	○	○	○	下飯野 203-1	7.1
29	飯野保育所	○	○	○	○	○	下飯野 332-6	8.1
30	旧飯野運動広場	○	○	○	○	○	下飯野 942-1	8.2
31	富津中学校	○	○	○	○	○	下飯野 1283-1	8.1
32	富津市役所	○	○	○	○	○	下飯野 2443	15.9
33	飯野児童遊園地	×	×	○	○	○	本郷 803-1	15.8
34	総合社会体育館	○	○	×	○	×	新富 80-4	3.4
35	新富運動広場	○	○	×	○	×	新富 80-5	3.8
36	市民ふれあい公園	○	○	×	○	○	新富 146-2	2.7

No	名 称	洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波	所在地	標高 (m)
37	市民ふれあい公園ビジターセンター	○	○	×	○	○	新富 154	2.4
38	大貫小学校	○	○	○	○	○	小久保 114	14.1
39	中央公民館	○	○	○	○	○	小久保 3014	9.9
40	大佐和中学校	○	○	○	○	○	岩瀬 619	11.7
41	岩瀬児童遊園地	○	○	○	○	×	岩瀬 995-22	7.9
42	君津商業高等学校	○	○	○	○	○	岩瀬 1172	10.1
43	大貫ふれあいシニア館	○	○	○	○	○	千種新田 346-1	10.2
44	吉野小学校	○	○	○	○	○	絹 176-3	12.6
45	吉野保育所	○	○	○	○	○	絹 656-2	12.9
46	旧佐貫中学校	○	○	○	○	○	佐貫 26	23.7
47	佐貫保育所	○	○	○	○	○	佐貫 143-2	18.6
48	佐貫コミュニティセンター	○	×	○	○	○	亀田 368-1	18.9
49	佐貫小学校	○	○	○	○	○	鶴岡 989-1	18.3
50	鶴峯八幡神社	○	○	○	○	○	八幡 143	17.3
51	消防団第 7 分団第 1 部詰所	○	○	○	○	○	湊 260	11.6
52	市民会館	○	○	○	○	○	湊 765-1	16.3
53	浅間山運動公園	○	○	○	○	○	湊 1247-2	58.8
54	天羽高等学校	×	×	○	○	×	数馬 229	8.2
55	中央保育所	○	○	○	○	○	数馬 579	16.6
56	天羽小学校	○	○	○	○	○	数馬 581-1	16.4
57	天羽中学校	○	○	○	○	○	岩坂 109	41.0
58	地域交流支援センター「カナリエ」	○	○	○	○	○	岩坂 487-5	50.4
59	旧天神山小学校	○	○	○	○	○	花輪 104	17.4
60	天神山コミュニティセンター	○	○	○	○	○	不入斗 1697-1	20.0
61	消防団第 8 分団第 1 部機庫	○	○	○	○	○	相川 1497-3	28.2
62	竹岡保育所	○	○	○	○	×	竹岡 403-1	8.8
63	竹岡こどもの遊び場	○	○	○	○	×	竹岡 445	5.4
64	竹岡コミュニティセンター	○	○	○	○	×	竹岡 473-1	8.8
65	旧竹岡小学校	○	○	○	○	○	竹岡 757	11.4
66	竹岡第 6 区集会所	○	○	○	○	○	萩生 1104-17	18.9
67	金谷コミュニティセンター	○	○	○	○	×	金谷 2197-18	6.5
68	旧金谷小学校	○	×	○	○	×	金谷 2254-3	8.3
69	TJKリゾート金谷城	—	—	—	—	○	金谷 4111-1	64.0
70	峰上保育所	○	○	○	○	○	上後 305	32.5
71	環小学校	○	○	○	○	○	上後 328	31.5
72	旧天羽東中学校	○	○	○	○	○	上後 395	33.1
73	消防団第 1 1 分団第 2 部詰所	○	○	○	○	○	志駒 531-1	51.1
74	旧環南小学校	○	○	○	○	○	志駒 1189	86.6
75	関豊ふれあいシニア館	×	○	○	○	○	豊岡 1355-1	63.8
76	わかあゆの郷	○	○	○	○	○	豊岡 1432-1	68.7
77	天羽養護老人ホーム	○	○	○	○	○	豊岡 1728-1	68.7
78	市民の森広場	○	○	○	○	○	豊岡 2785-1	102.3
	合計	67	74	62	73	62		

資料2-2 指定一般避難所一覧 <地震・津波-99>

指定一般避難所とは、災害発生のおそれがあるときや災害により住家被害を受け、一定の期間、自宅で生活できない場合に一時的に生活する体育館、公民館、集会所等の施設をいいます。

No	名 称	指定エリア	所 在 地	電話番号	収容人員 (人)
1	富津小学校	体育館	富津 396-2	87-2348	187
2	富津老人憩の家		富津 679-85	87-4451	15
3	富津公民館		新井 932-34	87-8381	116
4	青堀小学校	体育館	大堀 2042-4	87-0063	145
5	青堀ふれあいシニア館		大堀一丁目 25-1	88-1051	36
6	飯野小学校	体育館	下飯野 154	87-0875	135
7	飯野コミュニティセンター		下飯野 203-1	87-4260	36
8	飯野保育所	遊戯室	下飯野 332-6	87-0765	33
9	富津中学校	体育館、武道場	下飯野 1283-1	87-1147	508
10	総合社会体育館		新富 80-4	87-3001	552
11	市民ふれあい公園ビクターセンター		新富 154	87-7351	55
12	大貫小学校	体育館	小久保 114	65-0044	183
13	中央公民館		小久保 3014	65-2251	87
14	大佐和中学校	体育館	岩瀬 619	65-0053	264
15	君津商業高等学校	体育館	岩瀬 1172	65-1131	280
16	大貫ふれあいシニア館		千種新田 346-1	65-1011	39
17	吉野小学校	体育館	絹 176-3	65-0041	135
18	吉野保育所	遊戯室	絹 656-2	65-2143	19
19	旧佐貫中学校	体育館、武道場	佐貫 26		362
20	佐貫保育所	遊戯室	佐貫 143-2	66-0392	21
21	佐貫コミュニティセンター		亀田 368-1	66-1637	30
22	佐貫小学校	体育館	鶴岡 989-1	66-0310	131
23	市民会館		湊 765-1	67-3112	159
24	天羽高等学校	体育館、武道場、研修所	数馬 229	67-0571	447
25	中央保育所	遊戯室	数馬 579	67-0279	42
26	天羽小学校	体育館	数馬 581-1	67-0045	135
27	天羽中学校	体育館、武道場	岩坂 109	67-0615	499
28	旧天神山小学校	体育館	花輪 104		103
29	天神山コミュニティセンター		不入斗 1697-1	67-0901	36
30	竹岡保育所	遊戯室	竹岡 403-1	67-8504	21
31	竹岡コミュニティセンター		竹岡 473-1	67-0934	18
32	旧竹岡小学校	体育館	竹岡 757		118
33	竹岡第6区集会所		萩生 1104-17		16
34	金谷コミュニティセンター		金谷 2197-18	69-2472	27
35	旧金谷小学校	体育館	金谷 2254-3		162
36	峰上保育所	遊戯室	上後 305	68-0080	26
37	環小学校	体育館	上後 328	68-0009	122

No	名 称	指定エリア	所 在 地	電話番号	収容人員 (人)
38	旧天羽東中学校	体育館	上後 395		224
39	旧環南小学校	校舎	志駒 1189		106
40	関豊ふれあいシニア館		豊岡 1355-1	68-1012	32
41	わかあゆの郷	体育館	豊岡 1432-1	88-8220	135
42	市民の森	管理棟	豊岡 2785-1	68-1800	30

## 資料 2 - 3 指定福祉避難所一覧 <地震・津波-106>

指定福祉避難所とは、災害時に体育館などの一般の避難所での避難生活が困難な高齢者や障がいのある人など、特別な配慮を必要とする人が安心して避難できるように開設される避難所のことをいいます。

No	名 称	受入対象者	所 在 地	電話番号	収容人員 (人)
1	地域交流支援センター「カナリエ」	要配慮者	岩坂 487-5	67-2801	36



## 資料 2 - 4 津波避難ビル <地震・津波-26>

津波避難ビルとは、津波浸水想定区域内において、避難者が、一時もしくは緊急に避難する施設のことをいいます。

No	名 称	指定エリア	所 在 地
1	日本製鉄(株)富津寮	2階通路、3階通路、屋上	富津 679-101、102

資料 2 - 5 医療機関一覧 <地震・津波-113>

施設名	所在地	電話番号
病院等		
高本クリニック	新井 414-1	88-0674
かない眼科クリニック	大堀 542-2	88-0178
金井医院	大堀 543	87-0494
あさなぎセントラルクリニック	大堀 1816	87-0039
東病院	大堀 2114	87-0165
竹内医院	大堀二丁目 14-15	87-0012
たなかハートクリニック	大堀四丁目 1-24	80-1137
三枝病院	青木 1641	87-0650
さくらクリニック	下飯野 1350-1	80-1110
堀医院	小久保 2859-3	80-5670
加藤大介クリニック	千種新田 11-14	80-0080
君津中央病院大佐和分院	千種新田 710	65-1251
さくらだ眼科	千種新田 1242	27-1172
玄々堂佐貫クリニック	亀田 445-3	27-0511
原田内科小児科医院	湊 497-5	67-3223
鈴木内科クリニック	長崎 331-3	70-6111
竹岡クリニック	竹岡 645	67-3550
歯科医院		
熊切歯科医院	大堀 1830	87-6480
なかじま歯科	大堀 2272-2	88-0510
飯島歯科医院	大堀一丁目 9-12	87-1052
間瀬デンタルクリニック	大堀二丁目 16-10	87-8211
しいづ歯科医院	大堀四丁目 5-15	87-7711
ひかる歯科	青木二丁目 20-21 フラットフィールドD号	88-1185
水町歯科医院	上飯野 1691	87-3366
いわせ歯科	岩瀬 1009-9	65-0111
やながわ歯科医院	千種新田 16-22	80-5577
白井歯科医院	西大和田 613	65-0552
三枝歯科クリニック	佐貫 165-1	66-2033
天羽歯科医院	湊 492-1	67-3660
宮田歯科医院	湊 566-2	67-1268
よしみ歯科クリニック	更和 11-1	29-7040
今村歯科医院	売津 153-1	67-8070

資料2-6 土砂災害警戒区域、河川の洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧 <風水害-18ほか>

施設名	所在地
土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設	
大貫小学校	小久保 114
大佐和中学校	岩瀬 619
吉野小学校	絹 176-3
みなと幼稚園	湊 404-1
デイサービス富士見	湊 699
天羽高等学校	数馬 229
オアシス慶寿	岩本 723
オアシス慶寿泉の郷	岩本 724-2
サービス付き高齢者住宅わかば	金谷 2559-1
河川の洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設	
Days 大堀	大堀 1-8
明澄幼稚園	大堀 1618
たなかハートクリニック	大堀四丁目 1-24
しいづ歯科医院	大堀四丁目 5-15
ケアハウス大佐和苑	亀沢 227-1
天羽高等学校	数馬 229
よしみ歯科クリニック	更和 11-1
医療法人社団大健会 天羽診療所	売津 139-1
今村歯科医院	売津 153-1
竹岡クリニック	竹岡 645
高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設	
高本クリニック	新井 414-1
たなかハートクリニック	大堀四丁目 1-24
しいづ歯科医院	大堀四丁目 5-15
富津ショッピングセンター歯科	青木一丁目 5-1
青堀保育園	青木二丁目 14-6
ベストライフ富津太陽	青木四丁目 5-13
金谷保育所	金谷 2221-1

資料 2 - 7 関係機関連絡先一覧

名称	所在地	電話番号
一部事務組合等		
君津富津広域下水道組合	君津市久保 2-13-1	0439-56-1255
かずさ水道広域連合企業団	木更津市潮見 2-8	0438-38-3276
君津中央病院企業団	木更津市桜井 1010	0438-36-1071
県		
危機管理政策課	千葉市中央区市場町 1-1	043-223-2175
情報通信管理室	千葉市中央区市場町 1-1	043-223-2178
君津地域振興事務所	木更津市貝淵 3-13-34	0438-23-1111
君津健康福祉センター	木更津市新田 3-4-34	0438-22-3743
動物愛護センター	富里市御料 709-1	0476-93-5711
中部林業事務所	君津市久保 5-1-3	0439-55-4970
木更津港湾事務所	木更津市貝淵 3-13-34	0438-25-5141
君津土木事務所	木更津市貝淵 3-13-34	0438-25-5131
君津土木事務所天羽出張所	富津市湊 145-6	0439-67-0107
富津警察署	富津市海良 121-1	0439-66-0110
自衛隊		
陸上自衛隊高射学校	千葉市若葉区若松町 902	043-422-0221
陸上自衛隊第 1 空挺団	船橋市薬円台 3-20-1	047-466-2141
陸上自衛隊第 1 ヘリコプター団	木更津市吾妻地先	0438-23-3411
陸上自衛隊需品学校	松戸市五香六実 17	047-387-2171
海上自衛隊横須賀地方隊	横須賀市西逸見町 1	046-822-3500
海上自衛隊下総教育航空群	柏市藤ヶ谷 1614-1	04-7191-2321
海上自衛隊第 21 航空群	館山市宮城無-	0470-22-3191
航空自衛隊中部航空方面隊	狭山市稲荷山 2-3	04-2953-6131
国		
農林水産省生産局	千代田区霞が関 1-2-1	03-3502-8111
関東運輸局千葉運輸支局	千葉市美浜区新港 198	043-242-7336
関東地方整備局千葉国道事務所	千葉市稲毛区天台 5-27-1	043-287-0311
第三管区海上保安本部木更津海上保安署	木更津市新港 8-2	0438-30-0118
気象庁銚子地方气象台防災管理官	銚子市川口町 2-6431	0479-23-7705
千葉労働局木更津公共職業安定所	木更津市富士見 1-2-1	0438-25-8609
指定公共機関		
東日本電信電話(株)木更津営業支店	木更津市新田 3-1-9	0438-23-4440
(株)ドコモ C S 千葉支店	千葉市中央区新町 1000	043-301-0500
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	千代田区大手町 2-3-5	0570-55-0111
KDD I 株式会社	新宿区西新宿 2-3-2	03-3347-0077
ソフトバンク株式会社	港区東新橋 1-9-1	03-6889-2000
東京ガス(株)千葉支社	千葉市美浜区幸町 1-6-8	043-204-4126
東京電力パワーグリッド(株)木更津支社	木更津市貝淵 3-13-40	0438-55-4928
日本赤十字社千葉県支部	千葉市中央区千葉港 5-7	043-241-7531
日本放送協会千葉放送局	千葉市中央区千葉港 5-1	043-203-1001
東日本高速道路(株)市原管理事務所	市原市村上 815	0436-21-0091
東日本旅客鉄道(株)千葉支社	千葉市中央区弁天 2-23-3	043-225-9136
日本通運(株)千葉支店	千葉市中央区今井 1-14-22	043-226-7600
日本郵便(株)富津郵便局	富津市下飯野 2509-1	0570-943-079

名称	所在地	電話番号
福山通運株式会社	広島県福山市東深津町 4-20-1	084-924-2000
佐川急便株式会社	江東区新砂 2-2-8	03-3699-3666
ヤマト運輸株式会社	中央区銀座 2-16-10	0570-200-000
西濃運輸株式会社	岐阜県大垣市田口町 1	0584-81-1111
指定地方公共機関		
千葉テレビ放送(株)	千葉市中央区都町 1-1-25	043-231-3111
(株)ベイエフエム	千葉市美浜区中瀬 2-6-1	043-351-7878
(一社)千葉県トラック協会	千葉市美浜区新港 212-10	043-247-1131
(一社)千葉県バス協会	千葉市美浜区新港 212-2	043-246-8151
(一社)千葉県LPガス協会	千葉市中央区中央港 1-13-1	043-246-1725
その他関係団体等		
甲州市総務課	甲州市塩山上於曾 1085-1	0553-32-5041
北本市くらし安全課	北本市本町 1-111	048-594-5523
足立区災害対策課	足立区中央本町 1-17-1	03-3880-5837
木更津市危機管理課	木更津市富士見 1-2-1	0438-23-7094
君津市危機管理課	君津市久保 2-13-1	0439-56-1290
鴨川市消防防災課	鴨川市横渚 1450	04-7093-7833
鋸南町総務企画課	鋸南町下佐久間 3458	0470-55-4801
(公社)日本水道協会	千代田区九段南 4-8-9	03-3264-2281
(独)日本学生支援機構	横浜市緑区長津田町 4529 S-3	045-924-0812
(公社)千葉県獣医師会	千葉市中央区都町 6-2-15	043-232-6980
ちば消防共同指令センター	千葉市中央区長洲 1-2-1	043-202-1690
千葉県石油商業組合富津支部	富津市湊 812-1 (吉原商事)	0439-67-0721
千葉県土地家屋調査士会	千葉市中央区中央港 1-23-25	043-204-2312
(一社)君津木更津医師会	木更津市新田 3-4-30	0438-22-3511
(一社)君津木更津歯科医師会	木更津市新田 3-4-30	0438-38-5725
君津木更津薬剤師会薬業会	木更津市桜井 984-3	0438-36-2294
国保直営総合病院君津中央病院	木更津市桜井 1010	0438-36-1071
かずさエフエム株式会社	木更津市富士見 1-2-1	0438-25-0834
富津市商工会	富津市青木 1573-1	0439-87-7071
加藤呉服店	富津市岩瀬 818	0439-65-0022
イオンモール富津	富津市青木 1-5-1	0439-80-1800
カインズ富津店	富津市青木 1-1-1	0439-88-6111
ランドローム富津店	富津市青木 1-1-3	0439-88-6777
(株)かずさクリーンシステム	木更津市新港 17-2	0438-30-2071
富津漁業協同組合	富津市富津 2035-74	0439-87-8502
新富津漁業協同組合	富津市富津 2430-1	0439-87-3555
大佐和漁業協同組合	富津市小久保字港町 3089	0439-65-0034
天羽漁業協同組合	富津市菰生 1174-5	0439-69-8321
君津市農業協同組合	君津市塚原 185	0439-70-1331
富津市建設業協同組合	富津市下飯野 1533	0439-87-8858
富津市管工事業協同組合	富津市篠部 1421	0439-87-8711
栄陽会東病院	富津市大堀 2114	0439-87-0165
君津中央病院大佐和分院	富津市千種新田 710	0439-65-1251
富津保育園	富津市富津 396-34	0439-87-2104
青堀保育園	富津市青木 2-14-6	0439-87-0142
和光保育園	富津市小久保 2209	0439-65-2772
大貫保育園	富津市岩瀬 1112-7	0439-65-0059

## 【備蓄関係】

### 資料3-1 備蓄品の種類一覧 <地震・津波-59>

令和5年7月1日現在

分類	品名	数量	単位	分類	品名	数量	単位	
食料・飲料水	アルファ化米	9,524	食	救助救出	エンジンカッター	1	台	
	レトルト食品	12,946	食		スコップ（角）	36	本	
	パン類	7,064	食		スコップ（剣先）	58	本	
	保存用飲料水	41,640	本		チェーンソー	5	台	
	液体ミルク	480	本		チェーンブロック	3	台	
給食給水	かまどセット（薪式5升用）	12	台		一輪車	11	台	
	かまどセット（灯油式）	5	台		可搬式ウインチ	3	台	
	カセットコンロ	71	個		脚立	3	台	
	蛇口付きポリバケツ（90ℓ）	6	個		2連梯子	31	脚	
	貯水タンク（1000ℓ）	9	個		ヘルメット	120	個	
燃料	固形燃料（アルコール）	1,531	個		つるはし	3	本	
	固形燃料（薪・炭）	126	個		バール	6	本	
	カセットボンベ	43	個		リヤカー	3	台	
発電・照明	発電機（ガソリン式）	32	台		水中ポンプ	22	台	
	発電機 EU9i（LPガス式）	1	台		大ハンマー	3	本	
	投光機	75	台		片手ハンマー	22	本	
	投光機用三脚	68	台		台車	1	台	
	コードリール	44	個		その他	油吸着マット（65型）	14	箱
	ガソリン携行缶	28	缶			消火用バケツ	40	個
医療・救護	担架兼用ベット	30	台			土のう袋	3,800	枚
	担架	27	台	標識ロープ		58	本	
	アルミシート	3,600	枚	手袋（軍手・ゴム）		1,674	組	
トイレ・衛生	屋外シャワーキット	2	基	ブルーシート		1,200	枚	
	組立トイレ（便槽型）	11	台	防災シート		255	枚	
	携帯トイレ	32,500	回分	ローソク		3,480	個	
	トイレトペーパー	5,140	個	懐中電灯		50	個	
	ウェットティッシュ	3,215	個	乾電池（単1・2・3・4）		2,708	個	
生活用品	避難所間仕切りテント	512	個	ラジオ		30	台	
	折りたたみ式マット	500	個	工場扇		28	個	
	毛布	2,785	枚	組立式テント		6	張	
	大人用おむつ	920	枚					
	子供用おむつ	3,088	枚					
	生理用品	2,150	枚					

## 【危険箇所関係】

### 資料4-1 海岸保全区域一覧 <風水害-15>

#### (1) 国土交通省（旧建設省）所管

No.	沿岸名	海岸名	地区海岸名	延長(m)	告示年月日及び番号
1	東京湾	富津	青堀	2,500	S36. 8. 8 千葉県告示第 312 号
2	〃	富津	北富津	700	S33. 5. 31 千葉県告示第 267 号の 2
3	〃	富津	南富津	4,460	〃
4	〃	大佐和	岩瀬	1,640	〃
5	〃	大佐和	佐貫	2,700	〃
6	〃	大佐和	船端	1,850	〃
7	〃	天羽	東悪波	550	〃
8	〃	天羽	湊	1,150	〃
9	〃	天羽	竹岡	1,300	〃

#### (2) 国土交通省（旧運輸省）所管

No.	沿岸名	海岸名	地区海岸名	延長(m)	告示年月日及び番号	海岸管理者
1	東京湾	上総湊港	湊・竹岡	2,480	S43. 5. 24 千葉県告示第 50 号 S44. 11. 14 千葉県告示第 733 号 S52. 1. 14 千葉県告示第 18 号 S57. 10. 22 千葉県告示第 825 号	上総湊港 港湾管理者
2	〃	浜金谷港	浜金谷	1,900	S55. 10. 28 千葉県告示第 906 号 S63. 4. 1 千葉県告示第 297 号	浜金谷港 港湾管理者

#### (3) 農林水産省所管

No.	沿岸名	漁港・海岸名	延長(m)	告示年月日及び番号	管理者
1	東京湾	金谷	90	S61. 11. 14 千葉県告示第 1059, 1061 号	富津市
2	〃	竹岡	485	S42. 6. 20 千葉県告示第 371 号	〃
3	〃	大貫	660	S40. 3. 26 千葉県告示第 162, 163 号	〃
4	〃	富津	3,188	S47. 5. 26 千葉県告示第 389 号	千葉県

資料4-2 土砂災害（特別）警戒区域一覧 <地震・津波-43>

No.	区域名	自然現象の種類	告示年月日	告示番号	
				警戒区域	特別警戒区域
1	鬼ヶ谷 2	急傾斜地の崩壊	H22. 5. 14	千葉県告示第 400 号	千葉県告示第 402 号
2	金谷 13	〃	〃	〃	〃
3	金谷 19	〃	〃	〃	〃
4	金谷 12	〃	〃	〃	〃
5	金谷 14	〃	〃	〃	〃
6	金谷 20	〃	〃	〃	〃
7	金谷 21	〃	〃	〃	〃
8	金谷 25	〃	〃	〃	〃
9	岩瀬 2	〃	H22. 12. 17	千葉県告示第 874 号	千葉県告示第 875 号
10	岩瀬 3	〃	〃	〃	〃
11	小久保 34	〃	〃	〃	〃
12	小久保 35	〃	〃	〃	〃
13	海良	〃	H23. 11. 22	千葉県告示第 780 号	千葉県告示第 783 号
14	相野谷	〃	〃	〃	〃
15	萩生	〃	〃	〃	〃
16	相川	〃	〃	〃	〃
17	谷萩	〃	〃	〃	〃
18	本郷 1	〃	〃	〃	〃
19	絹 2	〃	〃	〃	〃
20	絹 4	〃	〃	〃	〃
21	上 11	〃	〃	〃	〃
22	八田沼 9	〃	〃	〃	〃
23	亀田 11	〃	〃	〃	〃
24	亀沢 17	〃	〃	〃	〃
25	佐貫 1	〃	〃	〃	〃
26	加藤 2	〃	〃	〃	〃
27	更和 1	〃	〃	〃	〃
28	六野	〃	〃	〃	〃
29	竹岡 1	〃	〃	〃	〃
30	海良 9	〃	〃	〃	〃
31	不入斗 1	〃	〃	〃	〃
32	田原 1	〃	〃	〃	〃
33	山脇 3	〃	〃	〃	〃
34	萩生 11	〃	〃	〃	〃
35	竹岡 9	〃	〃	〃	〃
36	相川 7	〃	〃	〃	〃
37	相川 8	〃	〃	〃	〃
38	岩本 9	〃	〃	〃	〃
39	豊岡 7	〃	〃	〃	〃
40	豊岡 16	〃	〃	〃	〃
41	山中 3	〃	〃	〃	〃
42	上飯野 1	〃	〃	〃	〃
43	上飯野 2	〃	〃	〃	〃
44	上飯野 3	〃	〃	〃	〃
45	本郷 2	〃	〃	〃	〃
46	本郷 3	〃	〃	〃	〃
47	本郷 4	〃	〃	〃	〃



No.	区域名	自然現象の種類	告示年月日	告示番号	
				警戒区域	特別警戒区域
48	本郷 5	急傾斜地の崩壊	H23. 11. 22	千葉県告示第 780 号	千葉県告示第 783 号
49	本郷 6	〃	〃	〃	〃
50	本郷 7	〃	〃	〃	〃
51	相野谷 1	〃	〃	〃	〃
52	相野谷 15	〃	〃	〃	〃
53	絹 3	〃	〃	〃	〃
54	絹 5	〃	〃	〃	〃
55	上 9	〃	〃	〃	〃
56	上 10	〃	〃	〃	〃
57	小久保 6	〃	〃	〃	〃
58	小久保 7	〃	〃	〃	〃
59	小久保 8	〃	〃	〃	〃
60	小久保 9	〃	〃	〃	〃
61	小久保 10	〃	〃	〃	〃
62	小久保 11	〃	〃	〃	〃
63	八田沼 6	〃	〃	〃	〃
64	八田沼 10	〃	〃	〃	〃
65	八田沼 12	〃	〃	〃	〃
66	八田沼 17	〃	〃	〃	〃
67	八田沼 18	〃	〃	〃	〃
68	近藤 1	〃	〃	〃	〃
69	近藤 3	〃	〃	〃	〃
70	近藤 5	〃	〃	〃	〃
71	近藤 6	〃	〃	〃	〃
72	近藤 7	〃	〃	〃	〃
73	近藤 9	〃	〃	〃	〃
74	上 20	〃	〃	〃	〃
75	上 22	〃	〃	〃	〃
76	小久保 27	〃	〃	〃	〃
77	小久保 28	〃	〃	〃	〃
78	小久保 29	〃	〃	〃	〃
79	小久保 30	〃	〃	〃	〃
80	小久保 31	〃	〃	〃	〃
81	小久保 32	〃	〃	〃	〃
82	小久保 33	〃	〃	〃	〃
83	亀田 8	〃	〃	〃	〃
84	亀田 9	〃	〃	〃	〃
85	亀田 10	〃	〃	〃	〃
86	亀田 12	〃	〃	〃	〃
87	亀沢 12	〃	〃	〃	〃
88	亀沢 13	〃	〃	〃	〃
89	亀沢 14	〃	〃	〃	〃
90	亀沢 15	〃	〃	〃	〃
91	亀沢 16	〃	〃	〃	〃
92	佐貫 2	〃	〃	〃	〃
93	花香谷 4	〃	〃	〃	区域指定なし
94	岩坂 7	〃	〃	〃	千葉県告示第 783 号
95	長崎	〃	〃	〃	〃
96	海良 5	〃	〃	〃	〃
97	海良 6	〃	〃	〃	〃

No.	区域名	自然現象の種類	告示年月日	告示番号	
				警戒区域	特別警戒区域
98	海良 7	急傾斜地の崩壊	H23. 11. 22	千葉県告示第 780 号	千葉県告示第 783 号
99	海良 8	〃	〃	〃	〃
100	壳津	〃	〃	〃	〃
101	田原 2	〃	〃	〃	〃
102	山脇 1	〃	〃	〃	〃
103	田原 4	〃	〃	〃	〃
104	田原 5	〃	〃	〃	〃
105	小志駒 1	〃	〃	〃	〃
106	小志駒 2	〃	〃	〃	〃
107	上後 2	〃	〃	〃	〃
108	萩生 1	〃	〃	〃	〃
109	萩生 6	〃	〃	〃	〃
110	萩生 7	〃	〃	〃	〃
111	萩生 8	〃	〃	〃	〃
112	萩生 9	〃	〃	〃	〃
113	萩生 10	〃	〃	〃	〃
114	萩生 12	〃	〃	〃	〃
115	萩生 13	〃	〃	〃	〃
116	萩生 14	〃	〃	〃	〃
117	萩生 15	〃	〃	〃	〃
118	萩生 16	〃	〃	〃	〃
119	竹岡 5	〃	〃	〃	〃
120	竹岡 7	〃	〃	〃	〃
121	相川 9	〃	〃	〃	〃
122	岩本 1	〃	〃	〃	〃
123	岩本 2	〃	〃	〃	〃
124	岩本 3	〃	〃	〃	〃
125	岩本 10	〃	〃	〃	〃
126	豊岡 17	〃	〃	〃	〃
127	山中 2	〃	〃	〃	〃
128	山中 4	〃	〃	〃	〃
129	山中 6	〃	〃	〃	〃
130	前久保	〃	〃	〃	〃
131	上飯野 13	〃	〃	〃	〃
132	竹岡 26	〃	〃	〃	〃
133	湊	〃	H24. 3. 30	千葉県告示第 232 号	千葉県告示第 237 号
134	鬼ヶ谷 3	〃	H27. 6. 5	千葉県告示第 437 号	千葉県告示第 441 号
135	高根	〃	〃	〃	〃
136	萩ノ谷	〃	〃	〃	〃
137	八幡 1	〃	〃	〃	〃
138	八幡 2	〃	〃	〃	〃
139	八幡 3	〃	〃	〃	〃
140	八幡 7	〃	〃	〃	〃
141	上飯野 4	〃	〃	〃	〃
142	相野谷 14	〃	〃	〃	〃
143	上 1	〃	〃	〃	〃
144	上 21	〃	〃	〃	区域指定なし
145	上 23	〃	〃	〃	千葉県告示第 441 号
146	上 29	〃	〃	〃	〃
147	上 48	〃	〃	〃	〃

No.	区域名	自然現象の種類	告示年月日	告示番号	
				警戒区域	特別警戒区域
148	岩瀬 1	急傾斜地の崩壊	H27. 6. 5	千葉県告示第 437 号	千葉県告示第 441 号
149	岩瀬 4	〃	〃	〃	〃
150	岩瀬 5	〃	〃	〃	〃
151	岩瀬 7	〃	〃	〃	〃
152	岩瀬 9	〃	〃	〃	〃
153	岩瀬 10	〃	〃	〃	〃
154	岩瀬 12	〃	〃	〃	〃
155	小久保 1	〃	〃	〃	〃
156	小久保 2	〃	〃	〃	〃
157	小久保 3	〃	〃	〃	〃
158	小久保 4	〃	〃	〃	〃
159	小久保 5	〃	〃	〃	〃
160	小久保 25	〃	〃	〃	〃
161	小久保 26	〃	〃	〃	〃
162	小久保 56	〃	〃	〃	〃
163	小久保 57	〃	〃	〃	〃
164	小久保 58	〃	〃	〃	〃
165	小久保 59	〃	〃	〃	〃
166	小久保 60	〃	〃	〃	〃
167	八田沼 5	〃	〃	〃	〃
168	八田沼 7	〃	〃	〃	〃
169	八田沼 8	〃	〃	〃	〃
170	八田沼 11	〃	〃	〃	〃
171	近藤 2	〃	〃	〃	〃
172	近藤 4	〃	〃	〃	〃
173	近藤 8	〃	〃	〃	〃
174	近藤 10	〃	〃	〃	〃
175	亀田 1	〃	〃	〃	〃
176	亀田 2	〃	〃	〃	〃
177	亀田 3	〃	〃	〃	〃
178	亀田 4	〃	〃	〃	〃
179	亀田 15	〃	〃	〃	〃
180	亀田 16	〃	〃	〃	〃
181	亀田 17	〃	〃	〃	〃
182	亀田 18	〃	〃	〃	〃
183	亀田 19	〃	〃	〃	〃
184	亀沢 18	〃	〃	〃	〃
185	亀沢 19	〃	〃	〃	〃
186	鶴岡 2	〃	〃	〃	〃
187	花香谷 2	〃	〃	〃	〃
188	花香谷 3	〃	〃	〃	〃
189	花香谷 6	〃	〃	〃	〃
190	西谷沢	土石流	R2. 2. 18	千葉県告示第 62 号	区域指定なし
191	安五郎谷	〃	〃	〃	〃
192	旗の上沢	〃	〃	〃	〃
193	山口沢	〃	〃	〃	千葉県告示第 63 号
194	不動谷	〃	〃	〃	〃
195	神明沢	土石流	R2. 2. 18	千葉県告示第 62 号	区域指定なし
196	板取沢	〃	〃	〃	千葉県告示第 63 号
197	高井谷	〃	〃	〃	〃

No.	区域名	自然現象の種類	告示年月日	告示番号	
				警戒区域	特別警戒区域
198	肥後沢	土石流	R2. 2. 18	千葉県告示第 62 号	区域指定なし
199	水上沢	〃	〃	〃	千葉県告示第 63 号
200	奥原沢 1	〃	R2. 3. 31	千葉県告示第 204 号	千葉県告示第 215 号
201	奥原沢 2	〃	〃	〃	〃
202	奥原沢 3	〃	〃	〃	〃
203	大谷沢	〃	〃	〃	〃
204	岩川沢	〃	〃	〃	〃
205	北ヶ谷沢	〃	〃	〃	〃
206	下白狐沢	〃	〃	〃	〃
207	関山沢	〃	〃	〃	〃
208	前宮ヶ沢谷	〃	〃	〃	〃
209	上折越沢	〃	〃	〃	〃
210	小畑沢	〃	〃	〃	〃
211	戌亥谷	〃	〃	〃	〃
212	細野道沢	〃	〃	〃	〃
213	住吉沢	〃	〃	〃	〃
214	野中沢	〃	〃	〃	〃
215	湯沢	〃	〃	〃	〃
216	滝ノ前沢	〃	〃	〃	〃
217	上井作沢	〃	〃	〃	〃
218	大作谷	〃	〃	〃	〃
219	黒山沢	〃	〃	〃	〃
220	芝崎沢	〃	〃	千葉県告示第 205 号	千葉県告示第 216 号
221	上ノ山沢	〃	〃	〃	〃
222	小関沢	〃	〃	〃	〃
223	井戸谷川 1	〃	〃	〃	〃
224	井戸谷川 2	〃	〃	〃	〃
225	日ノ谷沢	〃	〃	〃	区域指定なし
226	栗坪沢	〃	〃	〃	千葉県告示第 216 号
227	出浜沢	〃	〃	〃	〃
228	堀会沢 1	〃	〃	〃	区域指定なし
229	峰ヶ谷沢 1	〃	〃	〃	千葉県告示第 216 号
230	峰ヶ谷沢 2	〃	〃	〃	〃
231	金谷 1	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千葉県告示第 146 号	千葉県告示第 149 号
232	金谷 2	〃	〃	〃	〃
233	金谷 3	〃	〃	〃	〃
234	金谷 4	〃	〃	〃	〃
235	金谷 5	〃	〃	〃	〃
236	金谷 6	〃	〃	〃	〃
237	金谷 7	〃	〃	〃	〃
238	金谷 8	〃	〃	〃	〃
239	金谷 9	〃	〃	〃	〃
240	金谷 10	〃	〃	〃	特別警戒区域なし
241	金谷 11	〃	〃	〃	千葉県告示第 149 号
242	金谷 15	〃	〃	〃	〃
243	金谷 16	〃	〃	〃	〃
244	金谷 17	〃	〃	〃	〃
245	金谷 18	〃	〃	〃	〃
246	金谷 22	〃	〃	〃	〃
247	金谷 23	〃	〃	〃	〃

No.	区域名	自然現象の種類	告示年月日	告示番号	
				警戒区域	特別警戒区域
248	金谷 24	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千葉県告示第 146 号	千葉県告示第 149 号
249	金谷 26	〃	〃	〃	〃
250	金谷 27	〃	〃	〃	〃
251	金谷 28	〃	〃	〃	〃
252	金谷 29	〃	〃	〃	〃
253	金谷 30	〃	〃	〃	〃
254	金谷 31	〃	〃	〃	〃
255	金谷 32	〃	〃	〃	〃
256	金谷 33	〃	〃	〃	〃
257	金谷 34	〃	〃	〃	〃
258	金谷 35	〃	〃	〃	〃
259	数馬	〃	〃	〃	〃
260	数馬 2	〃	〃	〃	〃
261	数馬 3	〃	〃	〃	〃
262	萩生 2	〃	〃	〃	〃
263	萩生 3	〃	〃	〃	〃
264	萩生 4	〃	〃	〃	〃
265	萩生 5	〃	〃	〃	〃
266	萩生 17	〃	〃	〃	〃
267	萩生 19	〃	〃	〃	〃
268	萩生 20	〃	〃	〃	〃
269	萩生 21	〃	〃	〃	〃
270	萩生 22	〃	〃	〃	〃
271	萩生 23	〃	〃	〃	〃
272	山中 1	〃	〃	〃	〃
273	山中 5	〃	〃	〃	〃
274	山中 7	〃	〃	〃	〃
275	山中 8	〃	〃	〃	〃
276	山中 9	〃	〃	〃	〃
277	絹 1	〃	〃	〃	〃
278	絹 6	〃	〃	〃	〃
279	絹 7	〃	〃	〃	〃
280	亀田 5	〃	〃	〃	〃
281	亀田 6	〃	〃	〃	〃
282	亀田 7	〃	〃	〃	〃
283	亀田 13	〃	〃	〃	〃
284	亀田 14	〃	〃	〃	〃
285	田倉 1	〃	〃	〃	〃
286	田倉 2	〃	〃	〃	〃
287	田倉 3	〃	〃	〃	〃
288	田倉 4	〃	〃	〃	〃
289	田倉 5	〃	〃	〃	〃
290	田倉 6	〃	〃	〃	〃
291	田倉 7	〃	〃	〃	〃
292	田倉 8	〃	〃	〃	〃
293	田倉 9	〃	〃	〃	〃
294	田倉 10	〃	〃	〃	〃
295	田倉 11	〃	〃	〃	〃
296	田倉 12	〃	〃	〃	〃
297	田倉 13	〃	〃	〃	〃

No.	区域名	自然現象の種類	告示年月日	告示番号	
				警戒区域	特別警戒区域
298	田倉 14	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千葉県告示第 146 号	千葉県告示第 149 号
299	田倉 15	〃	〃	〃	〃
300	田倉 16	〃	〃	〃	〃
301	田倉 17	〃	〃	〃	〃
302	田倉 18	〃	〃	〃	特別警戒区域なし
303	田倉 19	〃	〃	〃	千葉県告示第 149 号
304	田倉 20	〃	〃	〃	〃
305	田倉 21	〃	〃	〃	〃
306	小久保 12	〃	〃	〃	〃
307	小久保 13	〃	〃	〃	〃
308	小久保 14	〃	〃	〃	〃
309	小久保 15	〃	〃	〃	〃
310	小久保 16	〃	〃	〃	〃
311	小久保 17	〃	〃	〃	〃
312	小久保 18	〃	〃	〃	〃
313	小久保 19	〃	〃	〃	〃
314	小久保 20	〃	〃	〃	〃
315	小久保 21	〃	〃	〃	〃
316	小久保 22	〃	〃	〃	〃
317	小久保 23	〃	〃	〃	〃
318	小久保 36	〃	〃	〃	〃
319	小久保 37	〃	〃	〃	〃
320	小久保 38	〃	〃	〃	〃
321	小久保 39	〃	〃	〃	〃
322	小久保 40	〃	〃	〃	〃
323	小久保 41	〃	〃	〃	〃
324	小久保 42	〃	〃	〃	〃
325	小久保 43	〃	〃	〃	〃
326	小久保 44	〃	〃	〃	〃
327	小久保 45	〃	〃	〃	〃
328	小久保 46	〃	〃	〃	〃
329	小久保 47	〃	〃	〃	〃
330	小久保 48	〃	〃	〃	〃
331	小久保 49	〃	〃	〃	〃
332	小久保 50	〃	〃	〃	〃
333	小久保 52	〃	〃	〃	〃
334	小久保 53	〃	〃	〃	〃
335	小久保 54	〃	〃	〃	〃
336	小久保 55	〃	〃	〃	〃
337	小久保 61	〃	〃	〃	特別警戒区域なし
338	小久保 62	〃	〃	〃	千葉県告示第 149 号
339	小久保 63	〃	〃	〃	〃
340	小久保 64	〃	〃	〃	〃
341	岩瀬 6	〃	〃	〃	〃
342	岩瀬 8	〃	〃	〃	〃
343	岩瀬 11	〃	〃	〃	〃
344	上 2	〃	〃	〃	〃
345	上 3	〃	〃	〃	〃
346	上 4	〃	〃	〃	〃
347	上 5	〃	〃	〃	〃

No.	区域名	自然現象の種類	告示年月日	告示番号	
				警戒区域	特別警戒区域
348	上 6	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千葉県告示第 146 号	千葉県告示第 149 号
349	上 7	〃	〃	〃	〃
350	上 8	〃	〃	〃	〃
351	上 12	〃	〃	〃	〃
352	上 13	〃	〃	〃	〃
353	上 14	〃	〃	〃	〃
354	上 15	〃	〃	〃	〃
355	上 16	〃	〃	〃	〃
356	上 17	〃	〃	〃	〃
357	上 18	〃	〃	〃	〃
358	上 19	〃	〃	〃	〃
359	上 24	〃	〃	〃	〃
360	上 25	〃	〃	〃	〃
361	上 26	〃	〃	〃	〃
362	上 27	〃	〃	〃	〃
363	上 28	〃	〃	〃	〃
364	上 31	〃	〃	〃	〃
365	上 32	〃	〃	〃	〃
366	上 33	〃	〃	〃	〃
367	上 34	〃	〃	〃	〃
368	上 35	〃	〃	〃	〃
369	上 36	〃	〃	〃	〃
370	上 37	〃	〃	〃	〃
371	上 38	〃	〃	〃	〃
372	上 39	〃	〃	〃	〃
373	上 40	〃	〃	〃	〃
374	上 41	〃	〃	〃	〃
375	上 42	〃	〃	〃	〃
376	上 43	〃	〃	〃	〃
377	上 44	〃	〃	〃	〃
378	上 45	〃	〃	〃	〃
379	上 46	〃	〃	〃	〃
380	上 47	〃	〃	〃	〃
381	上 49	〃	〃	〃	〃
382	上 50	〃	〃	〃	〃
383	上 51	〃	〃	〃	〃
384	上 52	〃	〃	〃	〃
385	小志駒 3	〃	〃	〃	〃
386	小志駒 4	〃	〃	〃	〃
387	上飯野 5	〃	〃	〃	〃
388	上飯野 7	〃	〃	〃	〃
389	上飯野 8	〃	〃	〃	〃
390	上飯野 9	〃	〃	〃	〃
391	上飯野 10	〃	〃	〃	〃
392	上飯野 11	〃	〃	〃	〃
393	上飯野 12	〃	〃	〃	〃
394	上飯野 14	〃	〃	〃	〃
395	相野谷 3	〃	〃	〃	〃
396	相野谷 4	〃	〃	〃	〃
397	相野谷 5	〃	〃	〃	〃

No.	区域名	自然現象の種類	告示年月日	告示番号	
				警戒区域	特別警戒区域
398	相野谷 6	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千葉県告示第 146 号	特別警戒区域なし
399	相野谷 7	〃	〃	〃	千葉県告示第 149 号
400	相野谷 8	〃	〃	〃	〃
401	相野谷 9	〃	〃	〃	〃
402	相野谷 10	〃	〃	〃	〃
403	相野谷 11	〃	〃	〃	〃
404	相野谷 12	〃	〃	〃	〃
405	相野谷 13	〃	〃	〃	〃
406	相野谷 16	〃	〃	〃	〃
407	西大和田 1	〃	〃	〃	〃
408	西大和田 2	〃	〃	〃	〃
409	西大和田 3	〃	〃	〃	〃
410	中 1	〃	〃	〃	〃
411	中 2	〃	〃	〃	〃
412	中 3	〃	〃	〃	〃
413	中 4	〃	〃	〃	〃
414	中 5	〃	〃	〃	〃
415	中 6	〃	〃	〃	〃
416	中 7	〃	〃	〃	〃
417	障子谷 1	〃	〃	〃	〃
418	障子谷 2	〃	〃	〃	〃
419	障子谷 3	〃	〃	〃	〃
420	障子谷 4	〃	〃	〃	〃
421	障子谷 5	〃	〃	〃	〃
422	障子谷 6	〃	〃	〃	〃
423	障子谷 7	〃	〃	〃	〃
424	障子谷 8	〃	〃	〃	〃
425	障子谷 9	〃	〃	〃	〃
426	一色 1	〃	〃	〃	〃
427	一色 2	〃	〃	〃	〃
428	一色 3	〃	〃	〃	〃
429	一色 4	〃	〃	〃	〃
430	八田沼 2	〃	〃	〃	〃
431	八田沼 3	〃	〃	〃	〃
432	八田沼 4	〃	〃	〃	〃
433	八田沼 15	〃	〃	〃	〃
434	八田沼 20	〃	〃	〃	〃
435	亀沢 1	〃	〃	〃	〃
436	亀沢 2	〃	〃	〃	〃
437	亀沢 3	〃	〃	〃	〃
438	亀沢 4	〃	〃	〃	〃
439	亀沢 5	〃	〃	〃	〃
440	亀沢 6	〃	〃	〃	〃
441	亀沢 7	〃	〃	〃	〃
442	亀沢 8	〃	〃	〃	〃
443	亀沢 9	〃	〃	〃	〃
444	亀沢 10	〃	〃	〃	〃
445	亀沢 11	〃	〃	〃	〃
446	亀沢 20	〃	〃	〃	〃
447	亀沢 21	〃	〃	〃	〃



No.	区域名	自然現象の種類	告示年月日	告示番号	
				警戒区域	特別警戒区域
448	亀沢 22	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千葉県告示第 146 号	千葉県告示第 149 号
449	亀沢 23	〃	〃	〃	〃
450	亀沢 24	〃	〃	〃	〃
451	亀沢 25	〃	〃	〃	〃
452	亀沢 26	〃	〃	〃	〃
453	亀沢 27	〃	〃	〃	〃
454	亀沢 28	〃	〃	〃	〃
455	亀沢 29	〃	〃	〃	〃
456	亀沢 30	〃	〃	〃	〃
457	亀沢 32	〃	〃	〃	〃
458	亀沢 33	〃	〃	〃	〃
459	亀沢 34	〃	〃	〃	〃
460	亀沢 35	〃	〃	〃	〃
461	亀沢 36	〃	〃	〃	〃
462	亀沢 37	〃	〃	〃	〃
463	亀沢 38	〃	〃	〃	〃
464	亀沢 39	〃	〃	〃	〃
465	亀沢 40	〃	〃	〃	〃
466	鶴岡 1	〃	〃	〃	〃
467	鶴岡 3	〃	〃	〃	〃
468	鶴岡 4	〃	〃	〃	〃
469	鶴岡 5	〃	〃	〃	〃
470	鶴岡 7	〃	〃	〃	〃
471	鶴岡 8	〃	〃	〃	〃
472	鶴岡 9	〃	〃	〃	〃
473	鶴岡 10	〃	〃	〃	〃
474	鶴岡 11	〃	〃	〃	〃
475	鶴岡 12	〃	〃	〃	〃
476	鶴岡 13	〃	〃	〃	〃
477	鶴岡 14	〃	〃	〃	〃
478	鶴岡 15	〃	〃	〃	〃
479	鶴岡 16	〃	〃	〃	〃
480	鶴岡 17	〃	〃	〃	〃
481	鶴岡 18	〃	〃	〃	〃
482	鶴岡 19	〃	〃	〃	〃
483	鶴岡 20	〃	〃	〃	〃
484	鶴岡 21	〃	〃	〃	〃
485	鶴岡 22	〃	〃	〃	〃
486	鶴岡 23	〃	〃	〃	〃
487	鶴岡 24	〃	〃	〃	〃
488	鶴岡 25	〃	〃	〃	〃
489	鶴岡 27	〃	〃	〃	〃
490	鶴岡 29	〃	〃	〃	〃
491	鶴岡 31	〃	〃	〃	〃
492	佐貫 3	〃	〃	〃	〃
493	宝竜寺 1	〃	〃	〃	〃
494	宝竜寺 4	〃	〃	〃	〃
495	宝竜寺 5	〃	〃	〃	〃
496	宝竜寺 6	〃	〃	〃	〃
497	宝竜寺 7	〃	〃	〃	〃

No.	区域名	自然現象の種類	告示年月日	告示番号	
				警戒区域	特別警戒区域
498	宝竜寺 8	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千葉県告示第 146 号	千葉県告示第 149 号
499	宝竜寺 9	〃	〃	〃	〃
500	宝竜寺 10	〃	〃	〃	〃
501	宝竜寺 11	〃	〃	〃	〃
502	宝竜寺 12	〃	〃	〃	〃
503	宝竜寺 13	〃	〃	〃	〃
504	桜井 1	〃	〃	〃	〃
505	桜井 2	〃	〃	〃	〃
506	桜井 3	〃	〃	〃	〃
507	桜井 4	〃	〃	〃	〃
508	桜井 5	〃	〃	〃	〃
509	桜井 6	〃	〃	〃	〃
510	桜井 10	〃	〃	〃	〃
511	桜井 11	〃	〃	〃	〃
512	桜井 14	〃	〃	〃	〃
513	八幡 4	〃	〃	〃	〃
514	八幡 5	〃	〃	〃	〃
515	八幡 6	〃	〃	〃	〃
516	八幡 8	〃	〃	〃	〃
517	花香谷 5	〃	〃	〃	〃
518	笹毛 1	〃	〃	〃	〃
519	笹毛 2	〃	〃	〃	〃
520	笹毛 3	〃	〃	〃	〃
521	笹毛 4	〃	〃	〃	〃
522	笹毛 5	〃	〃	〃	〃
523	笹毛 6	〃	〃	〃	〃
524	笹毛 7	〃	〃	〃	〃
525	笹毛 8	〃	〃	〃	〃
526	笹毛 9	〃	〃	〃	〃
527	笹毛 10	〃	〃	〃	〃
528	笹毛 11	〃	〃	〃	〃
529	笹毛 12	〃	〃	〃	〃
530	笹毛 13	〃	〃	〃	〃
531	笹毛 14	〃	〃	〃	〃
532	笹毛 15	〃	〃	〃	〃
533	笹毛 16	〃	〃	〃	〃
534	笹毛 17	〃	〃	〃	〃
535	笹毛 18	〃	〃	〃	〃
536	笹毛 19	〃	〃	〃	〃
537	笹毛 20	〃	〃	〃	〃
538	笹毛 21	〃	〃	〃	〃
539	笹毛 22	〃	〃	〃	〃
540	笹毛 23	〃	〃	〃	〃
541	笹毛 24	〃	〃	〃	〃
542	笹毛 25	〃	〃	〃	〃
543	笹毛 26	〃	〃	〃	〃
544	笹毛 28	〃	〃	〃	〃
545	笹毛 29	〃	〃	〃	〃
546	笹毛 30	〃	〃	〃	〃
547	笹毛 31	〃	〃	〃	〃

No.	区域名	自然現象の種類	告示年月日	告示番号	
				警戒区域	特別警戒区域
548	笹毛 32	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千葉県告示第 146 号	千葉県告示第 149 号
549	笹毛 33	〃	〃	〃	〃
550	笹毛 34	〃	〃	〃	〃
551	笹毛 35	〃	〃	〃	〃
552	湊 1	〃	〃	〃	〃
553	湊 2	〃	〃	〃	〃
554	湊 3	〃	〃	〃	〃
555	湊 4	〃	〃	〃	〃
556	湊 5	〃	〃	〃	〃
557	湊 6	〃	〃	〃	〃
558	湊 7	〃	〃	〃	〃
559	湊 8	〃	〃	〃	〃
560	湊 9	〃	〃	〃	〃
561	湊 10	〃	〃	〃	〃
562	岩坂	〃	〃	〃	〃
563	岩坂 1	〃	〃	〃	〃
564	岩坂 3	〃	〃	〃	〃
565	岩坂 4	〃	〃	〃	〃
566	岩坂 5	〃	〃	〃	〃
567	岩坂 6	〃	〃	〃	〃
568	加藤 1	〃	〃	〃	〃
569	寺尾 1	〃	〃	〃	〃
570	寺尾 2	〃	〃	〃	〃
571	関尻 1	〃	〃	〃	〃
572	関尻 2	〃	〃	〃	〃
573	関尻 3	〃	〃	〃	〃
574	関尻 4	〃	〃	〃	〃
575	関尻 5	〃	〃	〃	〃
576	関尻 6	〃	〃	〃	〃
577	上後 1	〃	〃	〃	〃
578	恩田	〃	〃	〃	〃
579	東大和田 1	〃	〃	〃	〃
580	東大和田 2	〃	〃	〃	〃
581	東大和田 3	〃	〃	〃	〃
582	東大和田 5	〃	〃	〃	〃
583	竹岡 2	〃	〃	〃	〃
584	竹岡 3	〃	〃	〃	〃
585	竹岡 4	〃	〃	〃	〃
586	竹岡 6	〃	〃	〃	〃
587	竹岡 8	〃	〃	〃	〃
588	竹岡 10	〃	〃	〃	〃
589	竹岡 11	〃	〃	〃	〃
590	竹岡 12	〃	〃	〃	〃
591	竹岡 13	〃	〃	〃	〃
592	竹岡 14	〃	〃	〃	〃
593	竹岡 15	〃	〃	〃	〃
594	竹岡 16	〃	〃	〃	〃
595	竹岡 17	〃	〃	〃	〃
596	竹岡 18	〃	〃	〃	〃
597	竹岡 19	〃	〃	〃	〃

No.	区域名	自然現象の種類	告示年月日	告示番号	
				警戒区域	特別警戒区域
598	竹岡 20	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千葉県告示第 146 号	千葉県告示第 149 号
599	竹岡 21	〃	〃	〃	〃
600	竹岡 22	〃	〃	〃	〃
601	竹岡 23	〃	〃	〃	〃
602	竹岡 27	〃	〃	〃	〃
603	海良 1	〃	〃	〃	〃
604	海良 2	〃	〃	〃	〃
605	海良 3	〃	〃	〃	〃
606	海良 4	〃	〃	〃	〃
607	相川 1	〃	〃	〃	〃
608	相川 2	〃	〃	〃	〃
609	相川 3	〃	〃	〃	〃
610	相川 4	〃	〃	〃	〃
611	相川 5	〃	〃	〃	〃
612	相川 6	〃	〃	〃	〃
613	相川 10	〃	〃	〃	〃
614	相川 11	〃	〃	〃	〃
615	相川 12	〃	〃	〃	〃
616	相川 13	〃	〃	〃	〃
617	相川 14	〃	〃	〃	〃
618	花輪 1	〃	〃	〃	〃
619	花輪 2	〃	〃	〃	〃
620	花輪 3	〃	〃	〃	〃
621	不入斗 2	〃	〃	〃	〃
622	不入斗 3	〃	〃	〃	〃
623	不入斗 4	〃	〃	〃	〃
624	不入斗 5	〃	〃	〃	〃
625	不入斗 6	〃	〃	〃	〃
626	不入斗 7	〃	〃	〃	〃
627	不入斗 8	〃	〃	〃	〃
628	不入斗 9	〃	〃	〃	〃
629	不入斗 10	〃	〃	〃	〃
630	横山	〃	〃	〃	〃
631	大川崎 1	〃	〃	〃	〃
632	大川崎 2	〃	〃	〃	〃
633	高溝 1	〃	〃	〃	〃
634	高溝 2	〃	〃	〃	〃
635	高溝 3	〃	〃	〃	〃
636	高溝 4	〃	〃	〃	〃
637	宇藤原 3	〃	〃	〃	〃
638	宇藤原 4	〃	〃	〃	〃
639	宇藤原 5	〃	〃	〃	〃
640	宇藤原 6	〃	〃	〃	〃
641	宇藤原 7	〃	〃	〃	〃
642	岩本 4	〃	〃	〃	〃
643	岩本 5	〃	〃	〃	〃
644	岩本 6	〃	〃	〃	〃
645	岩本 7	〃	〃	〃	〃
646	岩本 8	〃	〃	〃	〃
647	豊岡 1	〃	〃	〃	〃

No.	区域名	自然現象の種類	告示年月日	告示番号	
				警戒区域	特別警戒区域
648	豊岡 2	急傾斜地の崩壊	R3. 3. 16	千葉県告示第 146 号	千葉県告示第 149 号
649	豊岡 3	〃	〃	〃	〃
650	豊岡 4	〃	〃	〃	〃
651	豊岡 5	〃	〃	〃	〃
652	豊岡 8	〃	〃	〃	〃
653	豊岡 9	〃	〃	〃	〃
654	豊岡 10	〃	〃	〃	〃
655	豊岡 11	〃	〃	〃	〃
656	豊岡 12	〃	〃	〃	〃
657	豊岡 13	〃	〃	〃	〃
658	豊岡 14	〃	〃	〃	〃
659	豊岡 15	〃	〃	〃	〃
660	豊岡 18	〃	〃	〃	〃
661	豊岡 19	〃	〃	〃	〃
662	豊岡 20	〃	〃	〃	〃
663	豊岡 22	〃	〃	〃	〃
664	豊岡 23	〃	〃	〃	〃
665	関 1	〃	〃	〃	〃
666	関 2	〃	〃	〃	〃
667	関 3	〃	〃	〃	〃
668	梨沢 1	〃	〃	〃	〃
669	梨沢 2	〃	〃	〃	〃
670	梨沢 3	〃	〃	〃	〃
671	梨沢 4	〃	〃	〃	〃
672	梨沢 5	〃	〃	〃	〃
673	梨沢 6	〃	〃	〃	〃
674	梨沢 7	〃	〃	〃	〃
675	梨沢 8	〃	〃	〃	〃
676	梨沢 9	〃	〃	〃	〃
677	梨沢 10	〃	〃	〃	〃
678	梨沢 11	〃	〃	〃	〃
679	志駒 1	〃	〃	〃	〃
680	志駒 2	〃	〃	〃	〃
681	志駒 3	〃	〃	〃	〃
682	志駒 4	〃	〃	〃	〃
683	志駒 5	〃	〃	〃	〃
684	志駒 6	〃	〃	〃	〃
685	志駒 7	〃	〃	〃	〃
686	志駒 8	〃	〃	〃	〃
687	志駒 10	〃	〃	〃	〃
688	志駒 11	〃	〃	〃	〃
689	志駒 12	〃	〃	〃	〃
690	志駒 13	〃	〃	〃	〃
691	志駒 14	〃	〃	〃	〃
692	長八屋敷沢 1	土石流	〃	〃	特別警戒区域なし
693	長八屋敷沢 2	〃	〃	〃	千葉県告示第 149 号
694	八畝沢	〃	〃	〃	特別警戒区域なし
695	大米沢	〃	〃	〃	千葉県告示第 149 号
696	稲干場沢	〃	〃	〃	〃
697	上谷	〃	〃	〃	〃

No.	区域名	自然現象の種類	告示年月日	告示番号	
				警戒区域	特別警戒区域
698	若宮ヶ谷	土石流	R3. 3. 16	千葉県告示第 146 号	千葉県告示第 149 号
699	鍛冶谷沢	〃	〃	〃	特別警戒区域なし
700	北根谷沢 2	〃	〃	〃	千葉県告示第 149 号
701	表沢	〃	〃	〃	特別警戒区域なし
702	奥堤谷	〃	〃	〃	〃
703	龍岳谷	〃	〃	〃	千葉県告示第 149 号
704	居屋敷沢 1	〃	〃	〃	〃
705	居屋敷沢 2	〃	〃	〃	〃
706	居屋敷沢 3	〃	〃	〃	〃
707	近藤谷	〃	〃	〃	〃
708	橋ノ上沢	〃	〃	〃	〃
709	百坂根沢	〃	〃	〃	〃
710	細田沢	〃	〃	〃	〃
711	二ノ曲沢	〃	〃	〃	〃
712	上入木山沢	〃	〃	〃	〃
713	山王塚沢	〃	〃	〃	特別警戒区域なし
714	畑谷奥沢	〃	〃	〃	千葉県告示第 149 号
715	堂下沢	〃	〃	〃	特別警戒区域なし
716	生小谷	〃	〃	〃	千葉県告示第 149 号
717	鍋廊沢	〃	〃	〃	〃
718	新御太刀谷	〃	〃	〃	特別警戒区域なし
719	湯ノ谷	〃	〃	〃	千葉県告示第 149 号
720	仙ヶ谷	〃	〃	〃	〃
721	山中	地すべり	〃	〃	特別警戒区域なし
722	上畑	〃	〃	〃	〃
723	富貴	〃	〃	〃	〃
724	奥原	〃	〃	〃	〃
725	大代	〃	〃	〃	〃
726	梨沢	〃	〃	〃	〃
727	下沢	〃	〃	〃	〃
728	保田見	〃	〃	〃	〃
729	鹿原	〃	〃	〃	〃
730	釜の台	〃	〃	〃	〃
731	金谷	〃	〃	〃	〃
732	郷蔵	〃	〃	〃	〃
733	高塚	〃	〃	〃	〃
734	高塚 2	〃	〃	〃	〃
735	志駒	〃	〃	〃	〃
736	向野	〃	〃	〃	〃
737	宇藤原	〃	〃	〃	〃
738	氷柱	〃	〃	〃	〃
739	小山野 5	急傾斜地の崩壊	〃	千葉県告示第 145 号	千葉県告示第 148 号
740	作木 4	〃	〃	〃	〃
741	佐久間森	地すべり	R3. 3. 26	千葉県告示第 202 号	特別警戒区域なし
742	横根	〃	R3. 4. 6	千葉県告示第 246 号	〃
743	萩生 18	急傾斜地の崩壊	R3. 4. 16	千葉県告示第 263 号	千葉県告示第 264 号

資料4-3 地すべり防止区域一覧 <地震・津波-44>

(1) 国土交通省所管

No.	区域名	大字	指定面積(ha)	指定年月日	告示番号
1	山中	山中	188.50	S42.4.28	建設省第1562号
			89.28	H16.3.26	国土交通省第372号
2	上畑	山中	25.6	S56.3.17	建設省第545号
3	富貴	金谷	12.4	H8.3.18	建設省第661号

(2) 農林水産省（農村振興局）所管

No.	区域名	指定面積(ha)	指定年月日	告示番号
1	鹿原	44.16	S44.3.31	農林水産省第409号
2	釜の台	32.30	S46.3.26	農林水産省第608号
2の1	〃（追加）	11.49	S62.7.27	農林水産省第372号
3	金谷	75.62	S48.3.30	農林水産省第742号
4	郷蔵	68.43	S50.3.29	農林水産省第349号
5	高塚	17.31	S51.3.25	農林水産省第308号
6	志駒	52.58	S58.3.23	農林水産省第322号

(3) 農林水産省（林野庁）所管

No.	区域名	所在地	指定面積(ha)	指定年月日	告示番号
1	梨沢	梨沢	89.30	S47.12.11	農林水産省第2361号
2	下沢	山中	172.03	S52.6.7	農林水産省第566号

資料4-4 地すべり危険箇所一覧 <地震・津波-44>

(1) 農林水産省（農村振興局）所管

箇所番号	箇所名	位置	備考
19	宇藤原	瓜倉	
20	氷柱	氷柱	

(2) 国土交通省所管

箇所番号	箇所名	位置	備考
14	山中	山中	
27	上畑	山中	
30	富貴	金谷	
47	奥原	山中	
48	大代	相谷	



資料4-5 急傾斜地崩壊危険区域指定地一覧 <地震・津波-44>

No.	地区名	所在地	指定面積 (㎡)	指定年月日	告示番号
1	高 根	小久保字高根	25,952.67	S48.1.30	千葉県告示第80号
2	数 馬	数 馬	26,062.88	S53.1.27	千葉県告示第80号
3	金 谷	金 谷 富 貴	20,528.36	S56.2.24	千葉県告示第170号
4	湊	湊	35,706.44	S58.5.4	千葉県告示第388号
5	田 尻	金谷字本町	25,277.39	S59.4.10	千葉県告示第424号
6	金谷新町	金 谷	24,024.69	S62.4.28	千葉県告示第419号
7	萩ノ谷	亀 田	3,592.00	S62.7.14	千葉県告示第634号
8	鬼ヶ谷1	金 谷	12,459.65	S63.4.22	千葉県告示第357号
9	鬼ヶ谷2	金 谷	6,592.94		
10	相 川	相 川	20,110.61	H 3.5.31	千葉県告示第555号
11	八 幡	八幡字上町	2,647.44	H 6.5.17	千葉県告示第560号
12	谷 萩	萩生字木出根	15,685.08	H 7.8.18	千葉県告示第729号

資料4-6 急傾斜地崩壊危険箇所一覧 <地震・津波-44>

箇所番号	箇所名	字	箇所番号	箇所名	字
I-1204	海良	海良	I-1691	山中3	山中
I-1205	鬼ヶ谷の1	金谷	I-2051	八幡2	八幡上町
I-1206	鬼ヶ谷の2	金谷	II-6179	上飯野1	上飯野
I-1207	鬼ヶ谷3	岩瀬鬼ヶ谷	II-6180	上飯野2	上飯野
I-1208	金谷	金谷富貴	II-6181	上飯野3	上飯野
I-1209	金谷2	金谷大沢	II-6182	上飯野4	上飯野
I-1210	高根	小久保	II-6183	上飯野5	上飯野
I-1211	金谷新町	金谷	II-6184	上飯野6	上飯野
I-1212	数馬	数馬	II-6185	上飯野7	上飯野
I-1213	相野谷	相野谷	II-6186	上飯野8	上飯野
I-1214	湊	湊	II-6187	上飯野9	上飯野
I-1216	田尻	金谷本町	II-6188	上飯野10	上飯野
I-1217	坂面	萩生坂面	II-6190	本郷2	本郷
I-1218	萩生	萩生熊ノ前	II-6191	本郷3	本郷
I-1220	萩ノ谷	亀田	II-6192	本郷4	本郷
I-1221	相川	高野清水	II-6193	本郷5	本郷
I-1222	谷萩	萩生谷坪	II-6194	本郷6	本郷
I-1368	八幡	八幡宮下	II-6195	本郷7	本郷
I-1664	本郷1	本郷	II-6196	相野谷1	相野谷
I-1665	絹2	絹	II-6197	相野谷2	相野谷
I-1666	絹4	絹	II-6198	相野谷3	相野谷
I-1667	上11	上	II-6199	相野谷4	相野谷
I-1668	岩瀬2	岩瀬	II-6200	相野谷5	相野谷
I-1669	八田沼9	八田沼	II-6201	相野谷6	相野谷
I-1670	小久保35	小久保	II-6202	相野谷7	相野谷
I-1671	亀田11	亀田	II-6203	相野谷8	相野谷
I-1672	亀沢17	亀沢	II-6204	相野谷9	相野谷
I-1673	佐貫1	佐貫	II-6205	相野谷10	相野谷
I-1674	加藤2	加藤	II-6206	上飯野11	上飯野
I-1675	更和1	更和	II-6207	西大和田1	西大和田
I-1676	六野	六野	II-6208	西大和田2	西大和田
I-1677	竹岡1	竹岡	II-6209	中1	中
I-1678	海良9	海良	II-6210	上飯野12	上飯野
I-1679	不入斗1	不入斗	II-6211	相野谷11	相野谷
I-1680	田原1	田原	II-6212	相野谷12	相野谷
I-1681	山脇3	山脇	II-6213	相野谷13	相野谷
I-1682	萩生11	萩生	II-6214	相野谷14	相野谷
I-1683	竹岡9	竹岡	II-6215	相野谷15	相野谷
I-1684	相川7	相川	II-6216	西大和田3	西大和田
I-1685	相川8	相川	II-6217	障子谷1	障子谷
I-1686	岩本9	岩本	II-6218	障子谷2	障子谷
I-1687	豊岡7	豊岡	II-6219	障子谷3	障子谷
I-1688	金谷13	金谷	II-6220	障子谷4	障子谷
I-1689	金谷19	金谷	II-6221	障子谷5	障子谷
I-1690	豊岡16	豊岡	II-6222	障子谷6	障子谷

箇所番号	箇所名	字	箇所番号	箇所名	字
Ⅱ-6223	障子谷 7	障子谷	Ⅱ-6274	小久保 12	小久保
Ⅱ-6224	障子谷 8	障子谷	Ⅱ-6275	小久保 13	小久保
Ⅱ-6225	絹 1	絹	Ⅱ-6276	中 2	中
Ⅱ-6227	絹 3	絹	Ⅱ-6277	中 3	中
Ⅱ-6229	絹 5	絹	Ⅱ-6278	中 4	中
Ⅱ-6230	絹 6	絹	Ⅱ-6279	中 5	中
Ⅱ-6231	上 1	上	Ⅱ-6280	中 6	中
Ⅱ-6232	上 2	上	Ⅱ-6281	八田沼 1	八田沼
Ⅱ-6233	上 3	上	Ⅱ-6282	八田沼 2	八田沼
Ⅱ-6234	上 4	上	Ⅱ-6283	八田沼 3	八田沼
Ⅱ-6235	上 5	上	Ⅱ-6284	八田沼 4	八田沼
Ⅱ-6236	上 6	上	Ⅱ-6285	八田沼 5	八田沼
Ⅱ-6237	上 7	上	Ⅱ-6286	八田沼 6	八田沼
Ⅱ-6238	上 8	上	Ⅱ-6287	八田沼 7	八田沼
Ⅱ-6239	上 9	上	Ⅱ-6288	八田沼 8	八田沼
Ⅱ-6240	上 10	上	Ⅱ-6290	八田沼 10	八田沼
Ⅱ-6241	一色 1	一色	Ⅱ-6291	八田沼 11	八田沼
Ⅱ-6242	一色 2	一色	Ⅱ-6292	八田沼 12	八田沼
Ⅱ-6243	一色 3	一色	Ⅱ-6293	八田沼 13	八田沼
Ⅱ-6244	一色 4	一色	Ⅱ-6294	八田沼 14	八田沼
Ⅱ-6246	上 12	上	Ⅱ-6295	八田沼 15	八田沼
Ⅱ-6247	上 13	上	Ⅱ-6296	八田沼 16	八田沼
Ⅱ-6248	上 14	上	Ⅱ-6297	八田沼 17	八田沼
Ⅱ-6249	上 15	上	Ⅱ-6298	八田沼 18	八田沼
Ⅱ-6250	上 16	上	Ⅱ-6299	近藤 1	近藤
Ⅱ-6251	上 17	上	Ⅱ-6300	近藤 2	近藤
Ⅱ-6252	上 18	上	Ⅱ-6301	近藤 3	近藤
Ⅱ-6253	上 19	上	Ⅱ-6302	近藤 4	近藤
Ⅱ-6254	岩瀬 1	岩瀬	Ⅱ-6303	近藤 5	近藤
Ⅱ-6256	岩瀬 3	岩瀬	Ⅱ-6304	近藤 6	近藤
Ⅱ-6257	岩瀬 4	岩瀬	Ⅱ-6305	近藤 7	近藤
Ⅱ-6258	岩瀬 5	岩瀬	Ⅱ-6306	近藤 8	近藤
Ⅱ-6259	岩瀬 6	岩瀬	Ⅱ-6307	近藤 9	近藤
Ⅱ-6260	岩瀬 7	岩瀬	Ⅱ-6308	小久保 14	小久保
Ⅱ-6261	岩瀬 8	岩瀬	Ⅱ-6309	小久保 15	小久保
Ⅱ-6262	岩瀬 9	岩瀬	Ⅱ-6310	小久保 16	小久保
Ⅱ-6263	小久保 1	小久保	Ⅱ-6311	小久保 17	小久保
Ⅱ-6264	小久保 2	小久保	Ⅱ-6312	小久保 18	小久保
Ⅱ-6265	小久保 3	小久保	Ⅱ-6313	小久保 19	小久保
Ⅱ-6266	小久保 4	小久保	Ⅱ-6314	小久保 20	小久保
Ⅱ-6267	小久保 5	小久保	Ⅱ-6315	小久保 21	小久保
Ⅱ-6268	小久保 6	小久保	Ⅱ-6316	小久保 22	小久保
Ⅱ-6269	小久保 7	小久保	Ⅱ-6317	小久保 23	小久保
Ⅱ-6270	小久保 8	小久保	Ⅱ-6318	小久保 24	小久保
Ⅱ-6271	小久保 9	小久保	Ⅱ-6319	上 20	上
Ⅱ-6272	小久保 10	小久保	Ⅱ-6320	上 21	上
Ⅱ-6273	小久保 11	小久保	Ⅱ-6321	上 22	上

箇所番号	箇所名	字	箇所番号	箇所名	字
Ⅱ-6322	上 23	上	Ⅱ-6370	小久保 37	小久保
Ⅱ-6323	上 24	上	Ⅱ-6371	小久保 38	小久保
Ⅱ-6324	上 25	上	Ⅱ-6372	小久保 39	小久保
Ⅱ-6325	上 26	上	Ⅱ-6373	小久保 40	小久保
Ⅱ-6326	上 27	上	Ⅱ-6374	小久保 41	小久保
Ⅱ-6327	上 28	上	Ⅱ-6375	小久保 42	小久保
Ⅱ-6328	上 29	上	Ⅱ-6376	小久保 43	小久保
Ⅱ-6329	上 30	上	Ⅱ-6377	小久保 44	小久保
Ⅱ-6330	上 31	上	Ⅱ-6378	小久保 45	小久保
Ⅱ-6331	上 32	上	Ⅱ-6379	亀田 1	亀田
Ⅱ-6332	上 33	上	Ⅱ-6380	亀田 2	亀田
Ⅱ-6333	上 34	上	Ⅱ-6381	亀田 3	亀田
Ⅱ-6334	上 35	上	Ⅱ-6382	亀田 4	亀田
Ⅱ-6335	上 36	上	Ⅱ-6383	小久保 46	小久保
Ⅱ-6336	上 37	上	Ⅱ-6384	小久保 47	小久保
Ⅱ-6337	上 38	上	Ⅱ-6385	小久保 48	小久保
Ⅱ-6338	上 39	上	Ⅱ-6386	小久保 49	小久保
Ⅱ-6339	上 40	上	Ⅱ-6387	小久保 50	小久保
Ⅱ-6340	上 41	上	Ⅱ-6388	小久保 51	小久保
Ⅱ-6341	上 42	上	Ⅱ-6389	小久保 52	小久保
Ⅱ-6342	上 43	上	Ⅱ-6390	小久保 53	小久保
Ⅱ-6343	上 44	上	Ⅱ-6391	小久保 54	小久保
Ⅱ-6344	上 45	上	Ⅱ-6392	小久保 55	小久保
Ⅱ-6345	上 46	上	Ⅱ-6393	小久保 56	小久保
Ⅱ-6346	上 47	上	Ⅱ-6394	小久保 57	小久保
Ⅱ-6347	亀沢 1	亀沢	Ⅱ-6395	小久保 58	小久保
Ⅱ-6348	亀沢 2	亀沢	Ⅱ-6396	亀田 5	亀田
Ⅱ-6349	亀沢 3	亀沢	Ⅱ-6397	亀田 6	亀田
Ⅱ-6350	亀沢 4	亀沢	Ⅱ-6398	亀田 7	亀田
Ⅱ-6351	亀沢 5	亀沢	Ⅱ-6399	亀田 8	亀田
Ⅱ-6352	亀沢 6	亀沢	Ⅱ-6400	亀田 9	亀田
Ⅱ-6353	亀沢 7	亀沢	Ⅱ-6401	亀田 10	亀田
Ⅱ-6354	亀沢 8	亀沢	Ⅱ-6403	亀田 12	亀田
Ⅱ-6355	亀沢 9	亀沢	Ⅱ-6404	亀沢 12	亀沢
Ⅱ-6356	亀沢 10	亀沢	Ⅱ-6405	亀沢 13	亀沢
Ⅱ-6357	亀沢 11	亀沢	Ⅱ-6406	亀沢 14	亀沢
Ⅱ-6358	小久保 25	小久保	Ⅱ-6407	亀沢 15	亀沢
Ⅱ-6359	小久保 26	小久保	Ⅱ-6408	亀沢 16	亀沢
Ⅱ-6360	小久保 27	小久保	Ⅱ-6410	亀沢 18	亀沢
Ⅱ-6361	小久保 28	小久保	Ⅱ-6411	鶴岡 1	鶴岡
Ⅱ-6362	小久保 29	小久保	Ⅱ-6413	佐貫 2	佐貫
Ⅱ-6363	小久保 30	小久保	Ⅱ-6414	佐貫 3	佐貫
Ⅱ-6364	小久保 31	小久保	Ⅱ-6415	亀沢 19	亀沢
Ⅱ-6365	小久保 32	小久保	Ⅱ-6416	亀沢 20	亀沢
Ⅱ-6366	小久保 33	小久保	Ⅱ-6417	亀沢 21	亀沢
Ⅱ-6367	小久保 34	小久保	Ⅱ-6418	亀沢 22	亀沢
Ⅱ-6369	小久保 36	小久保	Ⅱ-6419	亀沢 23	亀沢

箇所番号	箇所名	字	箇所番号	箇所名	字
II-6420	亀沢 24	亀沢	II-6467	鶴岡 10	鶴岡
II-6421	亀沢 25	亀沢	II-6468	鶴岡 11	鶴岡
II-6422	亀沢 26	亀沢	II-6469	鶴岡 12	鶴岡
II-6423	亀沢 27	亀沢	II-6470	鶴岡 13	鶴岡
II-6424	亀沢 28	亀沢	II-6471	鶴岡 14	鶴岡
II-6425	亀沢 29	亀沢	II-6472	鶴岡 15	鶴岡
II-6426	亀沢 30	亀沢	II-6473	鶴岡 16	鶴岡
II-6427	亀沢 31	亀沢	II-6474	鶴岡 17	鶴岡
II-6428	亀沢 32	亀沢	II-6475	鶴岡 18	鶴岡
II-6429	亀沢 33	亀沢	II-6476	鶴岡 19	鶴岡
II-6430	亀沢 34	亀沢	II-6477	鶴岡 20	鶴岡
II-6431	亀沢 35	亀沢	II-6478	鶴岡 21	鶴岡
II-6432	亀沢 36	亀沢	II-6479	鶴岡 22	鶴岡
II-6433	亀沢 37	亀沢	II-6480	鶴岡 23	鶴岡
II-6434	花香谷 1	花香谷	II-6481	鶴岡 24	鶴岡
II-6435	宝竜寺 1	宝竜寺	II-6482	鶴岡 25	鶴岡
II-6436	宝竜寺 2	宝竜寺	II-6483	鶴岡 26	鶴岡
II-6437	宝竜寺 3	宝竜寺	II-6484	鶴岡 27	鶴岡
II-6438	宝竜寺 4	宝竜寺	II-6485	鶴岡 28	鶴岡
II-6439	宝竜寺 5	宝竜寺	II-6486	鶴岡 29	鶴岡
II-6440	宝竜寺 6	宝竜寺	II-6487	花香谷 2	花香谷
II-6441	宝竜寺 7	宝竜寺	II-6488	花香谷 3	花香谷
II-6442	宝竜寺 8	宝竜寺	II-6489	花香谷 4	花香谷
II-6443	宝竜寺 9	宝竜寺	II-6490	花香谷 5	花香谷
II-6444	桜井 1	桜井	II-6491	宝竜寺 10	宝竜寺
II-6445	桜井 2	桜井	II-6492	宝竜寺 11	宝竜寺
II-6446	亀田 13	亀田	II-6493	宝竜寺 12	宝竜寺
II-6447	亀田 14	亀田	II-6494	笹毛 1	笹毛
II-6448	亀田 15	亀田	II-6495	笹毛 2	笹毛
II-6449	亀田 16	亀田	II-6496	笹毛 3	笹毛
II-6450	亀田 17	亀田	II-6497	笹毛 4	笹毛
II-6451	亀田 18	亀田	II-6498	笹毛 5	笹毛
II-6452	亀田 19	亀田	II-6499	笹毛 6	笹毛
II-6453	八幡 1	八幡	II-6500	笹毛 7	笹毛
II-6454	八幡 7	八幡	II-6501	笹毛 8	笹毛
II-6455	八幡 3	八幡	II-6502	笹毛 9	笹毛
II-6456	八幡 4	八幡	II-6503	笹毛 10	笹毛
II-6457	八幡 5	八幡	II-6504	笹毛 11	笹毛
II-6458	八幡 6	八幡	II-6505	笹毛 12	笹毛
II-6459	鶴岡 2	鶴岡	II-6506	笹毛 13	笹毛
II-6460	鶴岡 3	鶴岡	II-6507	笹毛 14	笹毛
II-6461	鶴岡 4	鶴岡	II-6508	笹毛 15	笹毛
II-6462	鶴岡 5	鶴岡	II-6509	笹毛 16	笹毛
II-6463	鶴岡 6	鶴岡	II-6510	笹毛 17	笹毛
II-6464	鶴岡 7	鶴岡	II-6511	笹毛 18	笹毛
II-6465	鶴岡 8	鶴岡	II-6512	笹毛 19	笹毛
II-6466	鶴岡 9	鶴岡	II-6513	笹毛 20	笹毛

箇所番号	箇所名	字	箇所番号	箇所名	字
Ⅱ-6514	笹毛 21	笹毛	Ⅱ-6564	東大和田 2	東大和田
Ⅱ-6515	笹毛 22	笹毛	Ⅱ-6565	東大和田 3	東大和田
Ⅱ-6516	笹毛 23	笹毛	Ⅱ-6566	田倉 10	田倉
Ⅱ-6517	笹毛 24	笹毛	Ⅱ-6567	田倉 11	田倉
Ⅱ-6518	笹毛 25	笹毛	Ⅱ-6568	田倉 12	田倉
Ⅱ-6519	笹毛 26	笹毛	Ⅱ-6569	田倉 13	田倉
Ⅱ-6520	笹毛 27	笹毛	Ⅱ-6570	田倉 14	田倉
Ⅱ-6521	笹毛 28	笹毛	Ⅱ-6571	宇藤原 1	宇藤原
Ⅱ-6522	笹毛 29	笹毛	Ⅱ-6573	竹岡 2	竹岡
Ⅱ-6523	笹毛 30	笹毛	Ⅱ-6574	竹岡 3	竹岡
Ⅱ-6524	笹毛 31	笹毛	Ⅱ-6575	竹岡 4	竹岡
Ⅱ-6525	鶴岡 30	鶴岡	Ⅱ-6576	海良 1	海良
Ⅱ-6526	田倉 1	田倉	Ⅱ-6577	海良 2	海良
Ⅱ-6527	田倉 2	田倉	Ⅱ-6578	海良 3	海良
Ⅱ-6528	田倉 3	田倉	Ⅱ-6579	海良 4	海良
Ⅱ-6529	田倉 4	田倉	Ⅱ-6580	海良 5	海良
Ⅱ-6530	田倉 5	田倉	Ⅱ-6581	海良 6	海良
Ⅱ-6531	田倉 6	田倉	Ⅱ-6582	海良 7	海良
Ⅱ-6532	田倉 7	田倉	Ⅱ-6583	海良 8	海良
Ⅱ-6533	湊 1	湊	Ⅱ-6585	湊 8	湊
Ⅱ-6534	湊 2	湊	Ⅱ-6586	数馬 1	数馬
Ⅱ-6535	湊 3	湊	Ⅱ-6587	数馬 2	数馬
Ⅱ-6536	湊 4	湊	Ⅱ-6588	数馬 3	数馬
Ⅱ-6537	湊 5	湊	Ⅱ-6589	壳津	壳津
Ⅱ-6538	湊 6	湊	Ⅱ-6590	相川 1	相川
Ⅱ-6539	湊 7	湊	Ⅱ-6591	相川 2	相川
Ⅱ-6540	岩坂 1	岩坂	Ⅱ-6592	相川 3	相川
Ⅱ-6541	岩坂 2	岩坂	Ⅱ-6593	花輪 1	花輪
Ⅱ-6542	岩坂 3	岩坂	Ⅱ-6594	花輪 2	花輪
Ⅱ-6543	岩坂 4	岩坂	Ⅱ-6596	不入斗 2	不入斗
Ⅱ-6544	岩坂 5	岩坂	Ⅱ-6597	不入斗 3	不入斗
Ⅱ-6545	岩坂 6	岩坂	Ⅱ-6598	不入斗 4	不入斗
Ⅱ-6546	加藤 1	加藤	Ⅱ-6599	不入斗 5	不入斗
Ⅱ-6548	岩坂 7	岩坂	Ⅱ-6600	不入斗 6	不入斗
Ⅱ-6550	桜井 3	桜井	Ⅱ-6601	不入斗 7	不入斗
Ⅱ-6551	桜井 4	桜井	Ⅱ-6602	横山	横山
Ⅱ-6552	桜井 5	桜井	Ⅱ-6604	田原 2	田原
Ⅱ-6553	桜井 6	桜井	Ⅱ-6605	大森	大森
Ⅱ-6554	寺尾 1	寺尾	Ⅱ-6606	山脇 1	山脇
Ⅱ-6555	寺尾 2	寺尾	Ⅱ-6607	山脇 2	山脇
Ⅱ-6556	長崎	長崎	Ⅱ-6609	田原 3	田原
Ⅱ-6558	関尻 1	関尻	Ⅱ-6610	田原 4	田原
Ⅱ-6559	上後 1	上後	Ⅱ-6611	田原 5	田原
Ⅱ-6560	田倉 8	田倉	Ⅱ-6612	小志駒 1	小志駒
Ⅱ-6561	田倉 9	田倉	Ⅱ-6613	小志駒 2	小志駒
Ⅱ-6562	恩田	恩田	Ⅱ-6614	小志駒 3	小志駒
Ⅱ-6563	東大和田 1	東大和田	Ⅱ-6615	上後 2	上後

箇所番号	箇所名	字	箇所番号	箇所名	字
Ⅱ-6616	関尻 2	関尻	Ⅱ-6667	岩本 4	岩本
Ⅱ-6617	関尻 3	関尻	Ⅱ-6668	岩本 5	岩本
Ⅱ-6618	関尻 4	関尻	Ⅱ-6669	岩本 6	岩本
Ⅱ-6619	関尻 5	関尻	Ⅱ-6670	岩本 7	岩本
Ⅱ-6620	関尻 6	関尻	Ⅱ-6671	岩本 8	岩本
Ⅱ-6621	大川崎 1	大川崎	Ⅱ-6673	岩本 10	岩本
Ⅱ-6622	大川崎 2	大川崎	Ⅱ-6674	豊岡 1	豊岡
Ⅱ-6623	高溝 1	高溝	Ⅱ-6675	豊岡 2	豊岡
Ⅱ-6624	高溝 2	高溝	Ⅱ-6676	豊岡 3	豊岡
Ⅱ-6625	高溝 3	高溝	Ⅱ-6677	豊岡 4	豊岡
Ⅱ-6626	宇藤原 2	宇藤原	Ⅱ-6678	豊岡 5	豊岡
Ⅱ-6627	宇藤原 3	宇藤原	Ⅱ-6679	豊岡 6	豊岡
Ⅱ-6628	宇藤原 4	宇藤原	Ⅱ-6680	関 1	関尻
Ⅱ-6629	宇藤原 5	宇藤原	Ⅱ-6681	関 2	関尻
Ⅱ-6630	宇藤原 6	宇藤原	Ⅱ-6682	関 3	関尻
Ⅱ-6631	萩生 1	萩生	Ⅱ-6683	萩生 18	萩生
Ⅱ-6632	萩生 2	萩生	Ⅱ-6684	萩生 19	萩生
Ⅱ-6633	萩生 3	萩生	Ⅱ-6685	萩生 20	萩生
Ⅱ-6634	萩生 4	萩生	Ⅱ-6686	萩生 21	萩生
Ⅱ-6635	萩生 5	萩生	Ⅱ-6687	金谷 1	金谷
Ⅱ-6636	萩生 6	萩生	Ⅱ-6688	金谷 31	金谷
Ⅱ-6637	萩生 7	萩生	Ⅱ-6689	金谷 3	金谷
Ⅱ-6638	萩生 8	萩生	Ⅱ-6690	金谷 4	金谷
Ⅱ-6639	萩生 9	萩生	Ⅱ-6691	金谷 5	金谷
Ⅱ-6640	萩生 10	萩生	Ⅱ-6692	金谷 6	金谷
Ⅱ-6642	萩生 12	萩生	Ⅱ-6693	竹岡 13	竹岡
Ⅱ-6643	萩生 13	萩生	Ⅱ-6694	竹岡 14	竹岡
Ⅱ-6644	萩生 14	萩生	Ⅱ-6695	竹岡 15	竹岡
Ⅱ-6645	萩生 15	萩生	Ⅱ-6696	竹岡 16	竹岡
Ⅱ-6646	萩生 16	萩生	Ⅱ-6697	竹岡 17	竹岡
Ⅱ-6647	萩生 17	萩生	Ⅱ-6698	竹岡 18	竹岡
Ⅱ-6648	竹岡 5	竹岡	Ⅱ-6699	田倉 15	田倉
Ⅱ-6649	竹岡 6	竹岡	Ⅱ-6700	梨沢 2	梨沢
Ⅱ-6650	竹岡 7	竹岡	Ⅱ-6701	梨沢 3	梨沢
Ⅱ-6651	竹岡 8	竹岡	Ⅱ-6702	梨沢 4	梨沢
Ⅱ-6653	竹岡 10	竹岡	Ⅱ-6703	梨沢 5	梨沢
Ⅱ-6654	竹岡 11	竹岡	Ⅱ-6704	志駒 1	志駒
Ⅱ-6655	竹岡 12	竹岡	Ⅱ-6705	志駒 2	志駒
Ⅱ-6656	相川 4	相川	Ⅱ-6706	志駒 3	志駒
Ⅱ-6657	相川 5	相川	Ⅱ-6707	志駒 4	志駒
Ⅱ-6658	相川 6	相川	Ⅱ-6708	志駒 5	志駒
Ⅱ-6661	相川 9	相川	Ⅱ-6709	志駒 6	志駒
Ⅱ-6662	相川 10	相川	Ⅱ-6710	志駒 7	志駒
Ⅱ-6663	相川 11	相川	Ⅱ-6711	志駒 8	志駒
Ⅱ-6664	岩本 1	岩本	Ⅱ-6712	志駒 9	志駒
Ⅱ-6665	岩本 2	岩本	Ⅱ-6713	志駒 10	志駒
Ⅱ-6666	岩本 3	岩本	Ⅱ-6715	豊岡 8	豊岡

箇所番号	箇所名	字	箇所番号	箇所名	字
Ⅱ-6716	豊岡 9	豊岡	Ⅲ-0684	近藤 12	近藤
Ⅱ-6717	豊岡 10	豊岡	Ⅲ-0685	亀沢 38	亀沢
Ⅱ-6718	豊岡 11	豊岡	Ⅲ-0686	亀沢 39	亀沢
Ⅱ-6719	豊岡 12	豊岡	Ⅲ-0687	小久保 62	小久保
Ⅱ-6720	豊岡 13	豊岡	Ⅲ-0688	桜井 7	桜井
Ⅱ-6721	豊岡 14	豊岡	Ⅲ-0689	桜井 8	桜井
Ⅱ-6722	金谷 7	金谷	Ⅲ-0690	宝竜寺 13	宝竜寺
Ⅱ-6723	金谷 8	金谷	Ⅲ-0691	宝竜寺 14	宝竜寺
Ⅱ-6724	金谷 9	金谷	Ⅲ-0692	竹岡 20	竹岡
Ⅱ-6725	金谷 10	金谷	Ⅲ-0693	竹岡 21	竹岡
Ⅱ-6726	金谷 11	金谷	Ⅲ-0694	竹岡 22	竹岡
Ⅱ-6727	金谷 12	金谷	Ⅲ-0695	金谷 32	金谷
Ⅱ-6729	金谷 14	金谷	Ⅲ-0696	竹岡 23	竹岡
Ⅱ-6730	金谷 15	金谷	Ⅲ-0697	竹岡 24	竹岡
Ⅱ-6731	金谷 16	金谷	Ⅲ-0698	岩坂 8	岩坂
Ⅱ-6732	金谷 17	金谷	Ⅲ-0699	田倉 1	田倉
Ⅱ-6733	金谷 18	金谷	Ⅲ-0700	高溝 4	高溝
Ⅱ-6735	金谷 20	金谷	Ⅲ-0701	高溝 5	高溝
Ⅱ-6736	金谷 21	金谷	Ⅲ-0702	高溝 6	高溝
Ⅱ-6737	金谷 22	金谷	Ⅲ-0703	花輪 3	花輪
Ⅱ-6738	金谷 23	金谷	Ⅲ-0704	相川 14	相川
Ⅱ-6739	金谷 24	金谷	Ⅲ-0705	関 4	関
Ⅱ-6740	金谷 25	金谷	Ⅲ-0706	相川 12	相川
Ⅱ-6741	金谷 26	金谷	Ⅲ-0707	不入斗 8	不入斗
Ⅱ-6742	金谷 27	金谷	Ⅲ-0708	不入斗 9	不入斗
Ⅱ-6743	竹岡 19	竹岡	Ⅲ-0709	豊岡 21	豊岡
Ⅱ-6744	梨沢 6	梨沢	Ⅲ-0710	不入斗 10	不入斗
Ⅱ-6745	梨沢 7	梨沢	Ⅲ-0711	豊岡 22	豊岡
Ⅱ-6746	志駒 11	志駒	Ⅲ-0712	志駒 12	志駒
Ⅱ-6747	豊岡 15	豊岡	Ⅲ-0713	志駒 13	志駒
Ⅱ-6749	豊岡 17	豊岡	Ⅲ-0714	豊岡 18	豊岡
Ⅱ-6750	金谷 28	金谷	Ⅲ-0715	志駒 14	志駒
Ⅱ-6751	金谷 29	金谷	Ⅲ-0716	豊岡 19	豊岡
Ⅱ-6752	金谷 30	金谷	Ⅲ-0717	山中 5	山中
Ⅱ-6753	梨沢 8	梨沢	Ⅲ-0718	豊岡 20	豊岡
Ⅱ-6754	梨沢 9	梨沢	Ⅲ-0719	山中 6	山中
Ⅱ-6755	梨沢 10	梨沢	Ⅲ-0720	山中 7	山中
Ⅱ-6756	山中 1	山中	Ⅲ-0722	山中 8	山中
Ⅱ-6757	山中 2	山中	Ⅲ-1269	本郷 8	本郷
Ⅱ-6759	山中 4	山中	Ⅲ-1270	上飯野 13	上飯野
Ⅱ-6760	堀切	堀切	Ⅲ-1271	宝竜寺 15	宝竜寺
Ⅱ-6916	梨沢	梨沢葭越路	Ⅲ-1272	宝竜寺 16	宝竜寺
Ⅲ-0678	小久保 59	岩瀬	Ⅲ-1273	宝竜寺 17	宝竜寺
Ⅲ-0679	小久保 60	小久保	Ⅲ-1274	竹岡 25	竹岡
Ⅲ-0680	小久保 61	小久保	Ⅲ-1275	竹岡 26	竹岡
Ⅲ-0682	近藤 10	近藤	Ⅲ-1276	鶴岡 31	鶴岡
Ⅲ-0683	近藤 11	近藤			



資料4-7 土石流危険溪流一覧 <地震・津波-45>

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	字
22600102	小糸川	小糸川	上谷	新老
22600202	小糸川	小糸川	若宮ヶ谷	新老
22600302	小糸川	小糸川	鍛冶谷沢	鍛冶谷
22600402	小糸川	小糸川	北根谷沢(2)	北根谷
22600502	小糸川	小糸川	表沢	北根谷
22600601	小糸川	小糸川	西谷沢	西谷
22600702	小糸川	小糸川	奥堤谷	上飯野
22600802	岩瀬川	岩瀬川	龍岳谷	古谷
22600902	岩瀬川	岩瀬川	居屋敷沢(1)	居屋敷
22601002	岩瀬川	岩瀬川	居屋敷沢(2)	居屋敷
22601102	岩瀬川	岩瀬川	居屋敷沢(3)	居屋敷
22601201	岩瀬川	岩瀬川	長八屋敷沢(2)	大堰
22601302	岩瀬川	岩瀬川	長八屋敷沢(1)	大堰
22601402	岩瀬川	岩瀬川	近藤谷	近藤
22601501	岩瀬川	岩瀬川	安五郎谷	向根
22601602	岩瀬川	岩瀬川	神明沢	近藤
22601702	小久保川	小久保川	橋ノ上沢	上岩入
22601802	小久保川	小久保川	百坂根沢	上岩入
22601902	小久保川	小久保川	細田沢	下岩入
22602002	小久保川	小久保川	一ノ曲作沢	飯盛塚
22602102	小久保川	小久保川	上入木山沢	大堰
22602202	小久保川	小久保川	板取沢	板取
22602402	染川	染川	山王塚沢	山王塚
22602502	染川	染川	畑谷奥沢	小種谷
22602601	染川	北上川	八畝沢	亀沢
22602702	染川	北上川	堂下沢	亀沢
22602802	染川	北上川	牛小谷	根上り
22602902	染川	北上川	鍋廊沢	鍋廊
22603002	染川	染川	高井谷	新御太刀谷
22603102	染川	北上川	関谷	中村
22603202	染川	染川	新御太刀谷	船端
22603301	大米沢	大米沢	大米沢	長作
22603402	幸瀬ヶ谷	幸瀬ヶ谷	幸瀬ヶ谷	長浜
22603502	湊川	湊川	前宮ヶ沢谷	前宮ヶ沢
22603602	湊川	湊川	上折越沢	荻之原
22603702	湊川	湊川	小畑沢	堂前
22603802	湊川	湊川	戊亥谷	関
22603902	湊川	湊川	細野道沢	細野
22604001	湊川	高宕川	稲干場沢	稲干場
22604102	湊川	恩田川	湯ノ谷	田倉
22604202	湊川	志駒川	住吉沢	住吉
22604301	湊川	志駒川	奥原沢(1)	奥原
22604401	湊川	志駒川	奥原沢(2)	奥原
22604501	湊川	志駒川	奥原沢(3)	奥原
22604602	湊川	志駒川	野中沢	野中
22604702	湊川	志駒川	湯沢	下郷
22604802	湊川	志駒川	肥後沢	肥後

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	字
22604902	湊川	志駒川	水上沢	水上
22605002	湊川	志駒川	山口沢	山脇
22605102	湊川	湊川	不動谷	田原
22605202	湊川	湊川	滝ノ前沢	森山
22605301	湊川	湊川	旗の上沢	田原
22605401	湊川	不入斗川	大谷沢	荒木谷
22605501	湊川	湊川	岩川沢	不入戸
22605602	湊川	相川	上井作沢	居作
22605701	湊川	湊川	北ヶ谷沢	海良
22605801	白狐川	白狐川	下白狐沢	下白狐
22605901	白狐川	白狐川	関山沢	関山
22606002	白狐川	白狐川	大作谷	大作谷
22606102	白狐川	白狐川	黒山沢	黒山
22606202	日ノ谷沢	日ノ谷沢	日ノ谷沢	日ノ谷
22606301	芝崎沢	芝崎沢	芝崎沢	芝崎
22606402	栗坪沢	栗坪沢	栗坪沢	栗坪
22606502	出浜沢	出浜沢	出浜沢	出浜
22606602	金谷川	金谷川	堀会沢(1)	堀会
22606701	金谷川	金谷川	上ノ山沢	上ノ山
22606801	金谷川	金谷川	小関沢	小関
22606902	金谷川	金谷川	峰ヶ谷沢(1)	峰ヶ谷
22607002	金谷川	金谷川	峰ヶ谷沢(2)	峰ヶ谷
22607101	井戸谷川(2)	井戸谷川(2)	井戸谷川(2)	井戸ヶ谷
22607201	井戸谷川(1)	井戸谷川(1)	井戸谷川(1)	井戸ヶ谷
22600102	小糸川	小糸川	上谷	新老

資料4-8 崩壊土砂流出危険地区一覧 <地震・津波-45>

地区番号	大字	字	地区番号	大字	字
001	志駒	惣田沢	014	志駒	湯沢
002	豊岡	杣谷	015	豊岡	椎木谷
003	山中	丸塚	016	豊岡	滝ノ脇
004	豊岡	奥田取	017	豊岡	川田代
005	田倉	中丸塚	018	志駒	井戸ノ谷
006	田倉	小豆畑	019	梨沢	尻舞ヶ谷
007	豊岡	蛭沢	020	竹岡	大芦沢
008	梨沢	苗原	021	豊岡	下ノ畑
009	梨沢	榎沢	022	豊岡	榎ヶ尾
010	梨沢	大外出	023	竹岡	小関
011	志駒	野中	024	志駒	奥井沢
012	岩本		025	竹岡	十宮谷
013	田倉	当号谷			

資料4-9 地すべり危険地区一覧 <地震・津波-45>

地区番号	大字	字	地区番号	大字	字
001	梨沢	坂口 他	006	山中	内台 他
002	梨沢	苗見台 他	007	山中	広田作 他
003	梨沢	井戸掘 他	008	山中	台の尾 他
004	山中	下沢 他	009	山中	坊ヶ谷 他
005	山中	内台 他			

資料4-10 山腹崩壊危険地区一覧 <地震・津波-45>

地区番号	大 字	字	地区番号	大 字	字
001	上飯野	上鹿嶋	044	豊岡	大数場
002	本郷	西谷	045	豊岡	迎
003	相野谷	政所谷	046	豊岡	奥ノ台
005	宝竜寺	坂口	047	豊岡	溝下田
007	鶴岡	日路	049	豊岡	上ノ山
008	鶴岡	岩井作	050	岩坂	大満
009	竹岡	小田代	051	相川	田畑
010	竹岡	猪谷山	052	関	戌亥谷
011	竹岡	猪作	053	金谷	久保
012	竹岡	芝津山	055	竹岡	水ノ尻
013	竹岡	猪出口	057	小久保	明前
014	萩生	西ノ角	058	亀沢	岩生谷
015	萩生	上ノ台	059	亀沢	鈴鹿
017	金谷	島戸倉	060	萩生	堀ノ内
018	竹岡	大塚山	062	小久保	念ノ谷
019	竹岡	大塚山 2	063	海良	真光塚
020	竹岡	延命寺	064	八幡	内田
021	竹岡	形瀬	065	不入斗	西根
023	相川	柳糸	066	亀田	光根 2
025	岩坂	弁天	067	笹毛	鴻巣谷
026	豊岡	腰	068	加藤	砂田
027	豊岡	富士越	069	海良	谷
028	相川	下井作	070	海良	岩ノ脇
029	相川	三昧	071	海良	北谷
030	相川	古屋敷	072	田倉	山号
031	相川	唐知山	073	東大和田	堀切
033	田原	畑上	074	東大和田	中山
034	志駒	稲子沢	075	相川	谷
035	豊岡	下戸面原	076	相野谷	関谷
036	金谷	上原	077	障子谷	古宮ノ谷
037	金谷	上ノ山	078	一色	北谷

地区番号	大 字	字	地区番号	大 字	字
079	障子谷	入山	108	豊岡	向南郷
080	障子谷	入山 2	109	豊岡	向南郷 2
081	上	小山	110	豊岡	向田
082	上	長八屋敷	111	梨沢	大台横手
083	上	和田下	112	桜井	当号谷
084	上	三田町	113	豊岡	向田
085	上	居屋敷	115	竹岡	猪山
086	上	川間	116	田倉	中丸塚 4
087	上	新山	117	梨沢	郷蔵
088	近藤	近藤谷	118	桜井	当号谷 2
089	近藤	飛田川	119	桜井	当号谷 3
090	八田沼	上打越	123	梨沢	西井戸堀
091	八田沼	上打越 2	126	東大和田	大辺良
092	亀田	関谷	127	寺尾	上ノ台
093	亀沢	八畝	128	小久保	岩鼻
094	宝竜寺	稲子沢	129	小久保	下古ヶ谷
096	田倉	仁王面	130	桜井	山ノ根
097	寺尾	上ノ台	131	竹岡	城山
098	東大和田	横道	132	豊岡	春地畑
099	関尻	向	133	亀田	谷根
100	竹岡	猪山	134	小久保	飯盛塚
101	小久保	橋ノ上	135	上	百坂口
102	大森	若宮	136	中	辰間ヶ谷
103	志駒	奥井沢	137	梨沢	黄和田
106	竹岡	大棚	138	八幡	西金谷
107	竹岡	山入			

## 【条例・規程等】

### 資料5-1 富津市防災会議条例

#### 富津市防災会議条例（昭和46年4月25日条例第69号）

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき富津市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務の組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 富津市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員27人以内をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 法第2条第4号に規定する指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命するもの
- (2) 自衛隊の自衛官のうちから市長が任命するもの
- (3) 千葉県知事の事務部局内の職員のうちから市長が任命するもの
- (4) 千葉県警察に勤務する警察官のうちから市長が任命するもの
- (5) 市長がその職員のうちから指名するもの
- (6) 教育長
- (7) 消防長及び消防団長
- (8) 法第2条第5号に規定する指定公共機関又は法第2条第6号に規定する指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命するもの
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命するもの
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認めて任命する者

6 前項第1号から第7号までに掲げる委員の任期はその者の在職期間とし、同項第8号から第10号までの委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（専門委員）

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

（議事等）

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則（平成24年12月19日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料5-2 富津市災害対策本部条例

### 富津市災害対策本部条例（昭和46年4月25日条例第70号）

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき富津市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部長は必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則（平成24年12月19日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料5-3 富津市防災行政無線局管理運用規程

### 富津市防災行政無線局管理運用規程（平成7年3月31日訓令第3号）

（目的）

第1条 この規程は、富津市防災行政無線局（以下「無線局」という。）の管理運営について、電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線設備 電波を利用して、音声その他の音響を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- (2) 無線局 法第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (3) 基地局 陸上移動局との通信を行うため、富津市役所内に設置する移動しない無線局をいう。
- (4) 中継局 無線通信の中継を行う無線局の総体をいう。
- (5) 移動系通信所 基地局の装置を有線により遠隔制御するため、設置された無線装置をいう。
- (6) 陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。
- (7) 固定局 固定業務を行う無線局をいう。
- (8) 固定系通信所 固定局の装置を有線により遠隔制御するため、設置された無線装置をいう。
- (9) 無線系 前各号の無線局及びその付帯設備を含めた通信システムをいう。
- (10) 無線従事者 無線設備の操作又はその監督を行う者であつて、総務大臣の免許を受けたものをいう。

（無線局の設置場所）

第3条 無線局の種別、局名及び設置場所は、別表のとおりとする。

（総括管理者）

第4条 無線系に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、総務部長の職にある者をもって充てる。
- 3 総括管理者は、無線系の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

（管理責任者）

第5条 無線系に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、防災安全課長をもって充てる。
- 3 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線系の管理運用の業務を行うとともに、通信取扱責任者及び管理者を指揮監督する。

（通信取扱責任者）

第6条 無線系に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、防災安全係長の職にあるものをもって充てる。
- 3 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け無線局を管理運用し、無線局に係る業務を所掌する。

（管理者）

第7条 次のところに管理者を置く。

- (1) 固定局及び基地局並びに通信所の通信操作を行う課等
- (2) 陸上移動局を配備した課等
- 2 管理者は、課等の長をもって充てる。
- 3 管理者は、管理責任者の命を受け、当該課等に設置した無線局及び施設などの管理監督の業務を所掌する。

（無線従事者の配置及び育成等）

第8条 総括管理者は、無線系の運用体制に必要な無線従事者を配置しなければならない。

- 2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の育成に努めるものとする。



3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日現在における無線従事者名簿を作成するものとする。

(無線従事者の任務)

第9条 無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備の操作を行う。

2 基地局に配備された無線従事者は、その通信の相手方である陸上移動局の通信取扱者の行う無線設備の操作を指揮監督する。

(通信取扱者)

第10条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに法及び関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる職員とする。

(備付け書類の管理)

第11条 管理責任者は、法及び関係法令に基づく業務書類を管理保管しなければならない。

(無線局の運用)

第12条 無線局の運用方法については、別に定める運用細則による。

(無線設備の保守点検)

第13条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

(1) 毎日点検

(2) 月点検

(3) 年点検

2 前項3号に規定する年点検は、指定業者と委託契約を締結し、実施するものとする。

3 保守点検の責任者は、次のとおりとする。

(1) 毎日点検 通信取扱責任者又は管理者

(2) 月点検 管理責任者

(3) 年点検 管理責任者

4 保守点検の結果、異常を発見したときは、直ちに総括管理者又は管理責任者に報告しなければならない。

(通信訓練)

第14条 総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

(1) 総合防災訓練にあわせた総合通信訓練 年1回以上

(2) 定期通信訓練 毎四半期ごと

2 訓練は、通信統制訓練及び住民への警戒通報等の伝達訓練並びに移動系による情報収集、伝達訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第15条 総括管理者は、毎年1回以上、無線従事者及び通信取扱者に対して無線局の管理及び運用に必要な知識についての研修を行うものとする。

(補則)

第16条 この訓令に定めるもののほか、無線系の管理及び運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和2年3月31日訓令第4号)

この訓令は、公示の日から施行する。

## 別表（第3条関係）

## 防災行政無線局の設置場所等

種別	局名	設置場所等
基地局	ぼうさいふつつ	富津市役所
中継局	ぼうさいかのうざん	鹿野山
固定局	ぼうさいふつつ	富津市役所
固定系通信所	ぼうさいふつつ	消防署
移動系通信所	ぼうさいふつつ	富津市役所本庁舎
陸上移動局 (車載型10W)	ふつつ 1	天羽行政センター
	ふつつ 2	富津市役所本庁舎
	ふつつ 3	富津市役所本庁舎
	ふつつ 4	富津市役所本庁舎
	ふつつ 5	富津市役所本庁舎
	ふつつ 6	富津市役所本庁舎
	ふつつ 7	富津市役所本庁舎
	ふつつ 8	富津市役所本庁舎
	ふつつ 9	富津市役所本庁舎
	ふつつ 10	天羽行政センター
	ふつつ 11	富津市役所本庁舎
	ふつつ 12	富津市役所本庁舎
	ふつつ 13	富津市役所本庁舎
	ふつつ 14	富津市役所本庁舎
	ふつつ 15	富津市役所本庁舎
	ふつつ 16	富津市役所本庁舎
	ふつつ 17	富津市役所本庁舎
	ふつつ 18	富津市役所本庁舎
	ふつつ 19	富津市役所本庁舎
	ふつつ 20	富津市役所本庁舎
陸上移動局 (携帯型4W)	ふつつ 101	旧金谷小学校
	ふつつ 102	金谷コミュニティセンター
	ふつつ 103	萩生集会所
	ふつつ 104	富津市民会館
	ふつつ 105	天羽中学校
	ふつつ 106	消防署天羽分署

## 資料5-4 富津市防災行政無線局（同報系）運用細則

富津市防災行政無線局（同報系）運用細則（平成7年3月31日告示第27号）

（目的）

第1条 この細則は、富津市防災行政無線局管理運用規程第12条の規定により富津市防災行政無線局（同報系）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（放送事項）

第2条 放送事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害情報並びに災害の予報及び警報に関すること。
- (2) 公害発生時における注意報及び警戒報等に関すること。
- (3) 市民の人命その他特に緊急重要な事項に関すること。
- (4) 市行政の普及、啓発及び周知又は市民の協力を必要とする事項に関すること。
- (5) その他電波法（昭和25年法律第131号）で定める範囲内において市長が特に認めたこと。

（放送の種類及び時間）

第3条 放送の種類は、緊急放送（サイレンの吹鳴を含む。）、一般放送及び作動試験放送とする。

- 2 緊急放送は、前条第1号から第3号までに規定する事項について行う。この場合において、平常勤務時間外については、原則として消防本部において放送する。
- 3 一般放送は、前条第4号及び第5号に規定する事項について行う。
- 4 作動試験放送は、正午に行う。ただし、無線設備の試験のために必要な場合は、この限りでない。

（放送の依頼等）

第4条 放送を依頼しようとする者は、放送を希望する日の前日までに放送依頼書（別記様式）を管理責任者に提出しなければならない。ただし緊急を要する場合は、この限りではない。

- 2 管理責任者は、前項に定める放送依頼書の提出を受けたときは、その内容を検討し、適当と認めたものについて通信取扱者に放送させるものとする。
- 3 管理責任者は、第2条に定める事項で放送によって市民に伝達する必要があると認める場合は、関係職員に放送させることができる。

（放送の制限）

第5条 管理責任者は、災害の発生その他特に必要があるときは、放送を制限することができる。

（放送の方法）

第6条 放送は、必要に応じて次の各号に掲げる方法を選択するものとする。

- (1) 一斉放送
- (2) グループ放送
- (3) 個別放送

（補則）

第7条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則（令和4年6月10日告示第120号）

この細則は、令和4年7月1日から施行する。

年 月 日

管理責任者	通信責任者	係

放 送 依 頼 書

依 頼 者	(住 所)  (職氏名)	電話
放送日時	年 月 日 ( ) 時 分～	
放送区域	1 一斉 2 グループ (地区 ) 3 個別 ( )	
件 名		
放 送 文		

## 資料5-5 富津市安全安心メール配信システム運用要綱

富津市安全安心メール配信システム運用要綱（平成23年4月18日告示第72号）

（趣旨）

第1条 この要綱は、市民の身体、生命及び財産を守るため、携帯電話等を利用した安全安心メール配信システム（以下「システム」という。）により本市域における防災情報、火災情報、防犯情報等の緊急性の高い情報その他市民への周知を速やかに行うべき情報をあらかじめ登録する市民、市職員等に配信するため、その運用について必要な事項を定めるものとする。

（システムの管理者）

第2条 システムの維持、運用等の管理は、防災安全課長が行う。

（配信情報及びその配信の責任部署）

第3条 システムを利用して配信する情報は、次の表に定めるとおりとし、配信先の選定、配信内容及び配信の実施は、同表に定める所管課の責任において処理する。

情報種別	内容	所管課
(1) 防災情報	気象警報、台風情報、地震情報、津波情報、避難情報等	総務部防災安全課
(2) 火災情報	発生情報、鎮火情報等	消防署
(3) 防犯情報	防犯情報、行方不明者捜索情報等	総務部防災安全課
(4) 環境情報	光化学スモッグ情報等	市民部環境保全課
	水稻病害虫防除情報、有害鳥獣駆除情報等	建設経済部農林水産課
(5) 生活情報	停電情報	総務部防災安全課
	水道の断水・水質情報等	企画政策部企画課
	道路情報等	建設経済部建設課
	イベント情報等	市民部市民課 建設経済部農林水産課 建設経済部商工観光課 教育部生涯学習課
	納税情報	市民部納税課
	子育て情報	健康福祉部こども家庭課
	意見募集情報	企画政策部企画課
	上記以外の生活情報	総務部秘書広報課
(6) 医療・健康情報	休日当番医、各種健診等の日程、育児教室、感染症情報等	健康福祉部健康づくり課

(7) 前各号に掲げる もののほか緊急に伝 えるべき情報		総務部防災安全課
------------------------------------	--	----------

2 前項の表に定める情報の配信について、同表に定める所管課が当該配信を実施できない場合は、消防署が行うものとする。

(配信方法)

第4条 システムに登録しようとする者は、前条第1項の表に定める情報種別のうち配信を受けられるものを選択することができる。

2 防災行政無線により放送した情報については、前項の規定により配信を受けると選択した情報種別に応じて、当該情報種別を登録した者に配信すると同時に市ウェブサイトに掲載するものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、システムの運用に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則** (令和4年12月14日告示第197号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

資料5-6 富津市災害見舞金及び災害弔慰金支給規則 <地震・津波-164>

富津市災害見舞金及び災害弔慰金支給規則（平成21年9月28日規則第40号）

（目的）

第1条 この規則は、災害により被災した市民に対し、災害見舞金又は災害弔慰金を支給することにより、市民福祉の向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は火災若しくは爆発により生ずる被害をいう。
- (2) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (3) 住家 専ら居住の用に供している家屋又はその一部を居住の用に供している家屋をいう。ただし、これらに附属する物置、倉庫等は除く。
- (4) 被災者 市民のうち災害により負傷若しくは死亡（死亡したと推定される場合を含む。）した者又は災害を受けた住家の居住者をいう。

（支給対象者）

第3条 災害見舞金は、被災者又は被災者の属する世帯の世帯主に支給する。ただし、被災者が死亡した場合は、この限りでない。

2 災害弔慰金は、死亡した被災者の遺族のうち、相続の順位、同居の有無等を勘案して市長が認めた者1名に支給する。

3 前項の遺族の範囲は、被災者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。

（支給金額）

第4条 災害見舞金の額は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	災害見舞金の額
全壊、全焼及び全流失	50,000円
半壊及び半焼	30,000円
床上浸水、土砂の堆積等	20,000円
負傷	1人当たり10,000円

2 災害弔慰金の額は、1人当たり100,000円とする。

（認定基準）

第5条 災害見舞金に係る被害の認定基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 全壊、全焼及び全流失 居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70パーセント以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の50パーセント以上に達した程度のものである
- (2) 半壊及び半焼 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のものである、住家の損壊若しくは焼失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の20パーセント以上70パーセント未満のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の20パーセント以上50パーセント未満のものである
- (3) 床上浸水、土砂の堆積等 住家の床より上に浸水したものである又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状況となったもので前2号に該当しないものである
- (4) 負傷 災害により負傷し、20日以上入院を要すると診断されたものである

（申請）

第6条 災害見舞金又は災害弔慰金の支給を受けようとする者は、災害見舞金及び災害弔慰金支給申請書（別記様式）を市長に提出するものとする。

（被害状況の調査及び支給決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに被災状況を調査し、災害見舞金又は災害弔慰金支給の可否を決定するものとする。

(支給の制限)

第8条 市長は、災害が次の各号のいずれかに該当するときは、災害見舞金及び災害弔慰金を支給しない。

- (1) 本市が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたとき。
- (2) 千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年千葉県市町村総合事務組合条例第1号）により災害弔慰金が支給される時。
- (3) 被災者の故意又は重大な過失による時。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則（平成24年2月16日規則第6号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。



災害見舞金及び災害弔慰金支給申請書

富津市長様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

発生日時	年 月 日 時頃			発生場所	
区分	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 全焼 <input type="checkbox"/> 全流失 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 半焼 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 土砂の堆積等 <input type="checkbox"/> 負傷 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
被災状況	住 所				
	世帯主氏名		世帯員	人	
	被災家屋	形態	一戸建て 借家 集合住宅 その他（ ）		
		構造		床面積	m <sup>2</sup>
	人的被害	氏名	( 年 月 日生)	世帯主との続柄	性別 男 女
		状況			
特記事項					

※市記入欄

決 裁								
被災状況を確認し、第7条の規定により（災害見舞金・災害弔慰金）を、次のとおり支給してよろしいか伺います。 年 月 日 所属 職氏名 印								
受給者氏名						支給額	円	
備考欄								

注 見舞金を支給しない場合は、備考欄に理由を記載すること。

## 資料5-7 千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例 <地震・津波-164>

千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年3月15日組合条例第1号）

（趣旨）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）第2条に規定する災害（以下「自然災害」という。）により死亡した千葉県市町村総合事務組合規約（昭和30年千葉県告示第496号）第3条第1項第10号に掲げる事務を共同処理する団体（以下「共同処理団体」という。）の住民の遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた共同処理団体の住民に対する災害障害見舞金の支給及び自然災害により被害を受けた共同処理団体の世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて規定するものとする。

（災害弔慰金の支給）

第2条 組合は、次の各号に掲げる災害により死亡した者（当該自然災害発生の当時、共同処理団体の住民であった者に限る。以下同じ。）の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

（1）法に基づく政令（以下「政令」という。）第1条の災害

（2）前号に規定する災害以外の自然災害

（遺族の範囲及び順位）

第3条 前条に規定する遺族は、次に掲げる者とする。

（1）配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。以下同じ。）、子、父母、孫及び祖父母で災害により死亡した者の死亡当時主としてその者の収入によって生計を維持していた者

（2）配偶者、子、父母、孫及び祖父母で前号に該当しない者

2 前項に掲げる者が災害弔慰金を受ける順位は、前項各号の順位により、同順位の遺族については、配偶者、子、父母、孫及び祖父母の順序とする。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後にし祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前項の規定により難いときは、前項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうちで組合長が適当と認める者を第1順位者として災害弔慰金を支給することができる。

4 災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上ある場合には、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第4条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に第6条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（災害による死亡の推定）

第5条 自然災害の際現にその場にあわせた者につき、当該災害のやんだ後3月間その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によって死亡したものと推定する。

（災害障害見舞金の支給）

第6条 組合は、第2条に規定する災害により共同処理団体の住民（当該自然災害発生の当時、共同処理団体の住民であった者に限る。以下同じ。）が負傷し又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金を支給する。

（災害障害見舞金の額）

第7条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、そ

の他の場合にあつては125万円とする。

(支給の制限)

第8条 災害弔慰金及び災害障害見舞金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡又は当該障害者の負傷若しくは疾病が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 政令第2条及び第2条の3に規定する事由に該当する場合
- (3) 災害に際し、市町村の長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市町村の長が支給を不相当と認めた場合

(認定等)

第9条 共同処理団体の長は、調査により判明した事実に基づき、第2条に規定する災害による死亡が発生したと思料するに至った場合又は第6条に規定する障害者に該当すると思料するに至った場合は、速やかにその旨を組合長に報告しなければならない。

2 組合長は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちにその死亡又は障害が第2条又は第6条に規定する災害によるものであるかどうか及び前条の規定の適用について認定しなければならない。

3 組合長は、第2条に規定する災害による災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給に当たり、自然災害による死亡等であるか否かの判定が困難な場合には、専門的見地から自然災害との相当因果関係等を審査するため、千葉県市長村総合事務組合災害弔慰金等支給審査会（以下「審査会」という。）の意見を聞くものとする。

(審査会)

第10条 組合に審査会を設置する。

2 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験のある者その他組合長が適当と認める者のうちから組合長が委嘱する。

4 委員の任期は、移植の日から4年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審査会に会長を置く。

6 会長は、組合長が指名する委員をもって充てる。

7 会長は、審査会を代表し、会務を統括する。

8 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

9 審査会は、必要があると認める場合には、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めるとその他必要な調査をすることができる。

10 審査会は、必要があると認める場合には、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

11 前項の場合において、共同処理団体が資料の提出、意見の開陳を求められたときは、速やかに資料を提出し、また意見を開陳し、その他必要な協力を求められたときは、これに協力しなければならない。

12 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

13 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(災害援護資金の貸付け)

第11条 組合は、千葉県内において災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助が行われた場合において、当該同一の自然災害により被害を受けた世帯で政令の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が、第1号及び第2号に掲げる被害にあつては同一の世帯に属するが1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは690万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加算した額、第3号に掲げる被害にあつては1,270万円に満たないものの住民である世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができる。

(1) 療養に要する期間が1月以上である世帯主の負傷

(2) 住民又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(次号に掲げる場合を除く。)

(3) 住居の滅失

(災害援護金の限度額等)

第12条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 世帯主の負傷の場合 150万円

ロ 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)があった場合 250万円

ハ 住居が半壊した場合 270万円

ニ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財の損害があった場合 150万円

ロ 住居が半壊した場合 170万円

ハ 住居が全壊した場合(ニの場合を除く。) 250万円

ニ 住居の全体が滅失した場合 350万円

(3) 第1号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 1災害について、前項の被害の2以上の事由に該当する場合における貸付限度額は、その該当する被害に対応する貸付限度額のうち、いずれか高い額とする。

3 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(政令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(保証人及び利息)

第13条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は前条に規定する据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第16条の規定による違約金を包含するものとする。

(償還方法)

第14条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況の報告等については、法第16条の規定によるものとする。

(一時償還)

第15条 組合長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき、又は償還金の支払いを怠ったときは、第12条の規定にかかわらず、当該災害援護資金の貸付けを受けた者に対し、災害援護資金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

(違約金)

第16条 組合長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、延滞元利金につき、年5パーセントの割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(償還金の支払猶予)

第17条 組合長は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難となったと認められるときは、第12条の規定にかかわらず、償還金の支払を猶予することができる。ただし、災害援護資金の貸

付けを受けた者が、第14条第3項の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、その償還金の支払によつて償還されるべきであつた貸付金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

(償還の免除)

第18条 組合長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなつたと認められるとき又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 災害援護資金の貸付けを受けた者が、第14条第3項の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができると思はれるとき。

(補則)

第19条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則(令和元年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第6条関係)

- 1 両眼が失明したもの
- 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 5 両上肢をひじ関節以上で失つたもの
- 6 両上肢の用を全廃したもの
- 7 両下肢をひざ関節以上で失つたもの
- 8 両下肢の用を全廃したもの
- 9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

資料5-8 災害救助法による救助の程度、方法及び期間 <地震・津波-79ほか>

(令和5年4月1日現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額等	期 間	備 考
避難所の設置（法第4条第1項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	<基本額> 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 福祉避難所（高齢者等の配慮を要するものに供与する避難所）を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
避難所の設置（法第4条第2項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者	<基本額> 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 福祉避難所（高齢者等の配慮を要するものに供与する避難所）を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算できる。	法第2条2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議する。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	建設型仮設住宅 1 規模 当該地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 2 基準額 1戸当たり 6,285,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の現状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内に着工  供与期間は原則2年以内	1 費用は、設置にかかる資材費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等、一切の経費とする。 2 原則として土地借料は含まれない。 3 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。 4 平均1戸当たり6,285,000円以内であればよい。 5 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる（50戸未満でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。） 6 福祉仮設住宅（高齢者等の配慮を要する複数のものに供与する施設）を建設型仮設住宅として設置できる。
		借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基準額 当該地域の実情等に応じた額とする。	災害発生の日から  供与期間は原則2年以内	1 費用は、家賃、共益費、敷金、仲介手数料等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとする。

救助の種類	対 象	費用の限度額等	期 間	備 考								
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に收容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人1日当たり 1,180円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)								
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上								
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。								
					区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
					全壊 全焼 流失	夏	18,700円	24,000円	35,600円	42,500円	53,900円	7,800円
						冬	31,000円	40,100円	55,800円	65,300円	82,200円	11,300円
					半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100円	8,200円	12,300円	15,000円	18,900円	2,600円
冬	9,900円	12,900円	18,300円	21,800円		27,400円	3,600円					
医療	医療のみちを失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上								
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産のみちを失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上								
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上								

救助の種類	対 象	費用の限度額等	期 間	備 考
被災した住宅の応急修理	<p>1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷（以下、「準半壊」という）を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者</p> <p>2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</p>	<p>居室、炊事場及び便所等の日常生活に必要な最小限度の部分</p> <p>1 世帯当たり 準半壊以外 655,000円以内 準半壊 318,000円以内</p>	災害発生の日から3か月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	<p>1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費</p> <p>2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,700円 中学校生徒 5,000円 高等学校等生徒 5,500円</p>	<p>災害発生の日から</p> <p>（教科書） 1か月以内</p> <p>（文房具及び通学用品） 15日以内</p>	
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者	<p>1 体当たり 大人（12歳以上） 213,800円以内 小人（12歳未満） 170,900円以内</p>	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	<p>1 輸送費、人件費は、別途計上</p> <p>2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。</p>
死体の処理	災害の際に死亡した者	<p>1 洗浄、消毒等 1体当たり 3,500円以内</p> <p>2 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内</p> <p>3 検案 救護班以外は慣行料金</p>	災害発生の日から10日以内	<p>1 検案は原則として救護班</p> <p>2 輸送費、人件費は、別途計上</p> <p>3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。</p>
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	



救助の種類	対 象	費用の限度額等	期 間	備 考
応急救助のための輸送及び賃金職員等雇上	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間	
救助事務費	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需要費 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	地方自治法施行令第143条に規定する歳出の会計年度所属区分により区分した当該年度の災害ごとにおいて、第1条から第15条までに掲げる経費と法第5条第3項に要した額及び法第19条に要した額並びに令第8条に定めるところにより算定した額の合算額を合算し、各合計額を合算した額から次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額以内 1 三千万円以下の部分の金額については百分の十 2 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九 3 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八		
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 24,700円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 14,300円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 14,100円以内 救急救命士 13,300円以内 土木技術者、建築技術者 13,900円以内 大工 24,800円以内 左官 26,900円以内 とび職 26,400円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

(注) この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料5-9 災害協定一覧

協定の名称	協定締結先	締結年月日	応援協力内容
相互応援関係			
災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	県内 54 市町村及び千葉県	H8. 2. 23	千葉県内市町村の災害時相互応援 1 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 2 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 3 救援及び救護活動に必要な車両、舟艇等の提供 4 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職及び技能職等の職員の派遣 5 被災者の一時収容のための施設の提供 6 遺体の火葬のための施設の提供 7 ゴミ、し尿等の処理のための施設の提供 8 被災傷病者の受入れ 9 ボランティアの受付及び活動調整 10 その他
足立区と富津市との災害時における相互援助に関する協定書	東京都足立区	H8. 3. 22	災害応急対策及び復旧対策に係る相互応援(食糧品、生活必需品、応急対策用資機材、救助及び応急復旧に必要な技術職、技能職及び事務職員等の派遣、被災者の一時収容のための施設の提供等)
災害時等の相互応援に関する協定書(富津市・北本市)	埼玉県北本市	H9. 12. 22	災害応急対策及び復旧対策に係る相互援助
富津市と甲州市との災害時における相互援助に関する協定書	山梨県甲州市	H18. 10. 22	災害応急対策及び復旧対策に係る相互援助
全国LNG火力発電所所在市町村連絡協議会災害時相互応援協定	全国LNG火力発電所所在市町村連絡協議会	H30. 5. 22	全国LNG火力発電所所在市町村連絡協議会構成市町村間の災害時相互応援

協定の名称	協定締結先	締結年月日	応援協力内容
ライフライン・土木関係			
千葉県水道災害相互応援協定	県内 42 水道事業者、6 水道用水供給事業者(九十九里地域水道企業団・北千葉広域水道企業団・東総広域水道企業団・君津広域水道事業団・印旛郡市広域市町村圏事務組合・南房総広域水道企業団)、1 簡易水道事業者(鹿野山水道株式会社)、芝山町、千葉県	H7. 11. 2	応急給水、水道施設の応急復旧・応急復旧用資機材の供出
地震、風水害、雪害その他の災害時における応急措置に関する協定書	富津市建設業協同組合	H19. 2. 28	災害時における市の管理する公共土木施設の応急復旧
災害時における災害一般廃棄物の収集運搬に関する協定書	富津市環境清掃協同組合	H24. 9. 13	災害に伴って発生する一般廃棄物の収集運搬
特設公衆電話の設置及び利用等に関する覚書	東日本電信電話株式会社	H25. 10. 1	非常用電話設備の設置及び利用
地震・風水害・雪害その他の災害応急対策に関する業務基本協定書	富津市建設関連 5 団体連合会 富津市建設業協同組合、富津市管工事業協同組合、富津転業土木造園協同組合、富津市測量設計事業協同組合、富津電業会	H29. 8. 24	1 公共施設等(道路、河川や上水道または避難所等)の災害の防止措置並びに被災状況の情報収集 2 応急措置・応急復旧工事
地震災害発生時における応急対策活動に関する協定書	千葉県建築士会 君津支部	H30. 2. 1	地震災害発生時に応急対策活動
地震災害発生時における応急対策活動に関する協定書	公益社団法人 千葉県建築士事務所協会	H30. 6. 26	地震災害発生時に応急対策活動
災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社	R2. 5. 22	災害時における停電復旧の連携等及び災害時における停電復旧作業及び啓開作業に伴う障害物等除去、災害時における連絡調整員の派遣、災害時における電源車の配備

協定の名称	協定締結先	締結年月日	応援協力内容
地震・風水害・雪害その他の災害応急対策に関する業務細目協定	富津市建設関連5団体連合会  富津市建設業協同組合、富津市管工事業協同組合、富津転業土木造園協同組合、富津市測量設計事業協同組合、富津電業会	R2. 7. 22	H29. 8. 24 に結んだ地震・風水害・雪害その他の災害応急対策に関する業務基本協定を各団体ごとに要請する業務内容、要請手続きを規定し、業務細目協定を締結
災害情報・調査関係			
災害時における災害情報の放送に関する協定書	かずさエフエム株式会社	H22. 7. 2	災害時における災害情報の放送
災害時の情報交換に関する協定書	国土交通省関東地方整備局	H23. 2. 16	災害時における情報交換・情報連絡員の派遣・平素の協力
災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書	千葉県土地家屋調査士会	H24. 3. 16	災害時における家屋被害認定調査
都市ガス供給事故発生時における富津市防災行政無線の活用に関する協定	東京瓦斯株式会社千葉支社	H26. 11. 11	ガスの安全に関わる事象発生時における防災行政無線を活用した広報協力
災害時等における無人航空機による協力に関する協定	一般社団法人 千葉ドローン協会	H30. 2. 5	災害時等において、調査困難な場所の被害状況などの情報収集
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	H31. 4. 8	災害に備え、市民に対し必要な情報を迅速に提供し、かつ行政機能低下を軽減させるため、市と互いに協力して様々な取り組みを行う
包括連携協定	エヌ・ティ・ティテレコム株式会社	R3. 1. 8	LPWA を活用した高齢者の見守りサービスの提供、防災情報をランプとブザーで知らせる伝達サービス等の提供
災害時における放送等に関する協定	株式会社ジェイコム千葉	R3. 3. 29	災害時に防災に関する情報の放送やインターネット通じた情報の提供
医療・救護関係			
富津市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書	(一社)君津木更津医師会	H4. 4. 1	災害時における医療救護班の派遣及び医薬品等の備蓄
災害時の救護支援活動に関する協定書	君津木更津薬剤師会	H14. 5. 8	災害時における薬剤師等の派遣及び医薬品等の備蓄・輸送
富津市地域防災計画に基づく災害時歯科医療救護活動に関する協定書	(一社)君津木更津歯科医師会	H27. 4. 16	災害時における歯科医療救護活動
物資・燃料関係			
災害時における物資の供給に関する協定	千葉県石油商業組合富津支部 (有)加藤呉服店	H2. 9. 7 H2. 9. 7	災害時における物資の供給(ガソリン等・衣類・食料等)
災害時における燃料等の供給に関する協定書	(社)千葉県エルピーガス協会木更津支部	H15. 12. 1	災害時における燃料等の供給

協定の名称	協定締結先	締結年月日	応援協力内容
災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書	イオンモール(株)イオン富津ショッピングセンター、イオン(株)ジャスコ富津店	H18. 8. 10	大規模災害における被災者の応急救済に係る防災活動
災害時における生活物資の供給協力に関する協定	株式会社カインズ	H24. 2. 27	災害時における生活物資の供給協力
災害時における物資供給の協力に関する協定	株式会社ランドロームジャパン	H24. 6. 7	災害時における物資の供給協力
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	H26. 11. 25	災害時における地図製品の無償貸与
災害時における衛生機材の供給に関する協定書	株式会社森田建材・KOUZUKI	H27. 11. 24	災害時に衛生機材の供給
災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書	株式会社アクティオ	H27. 11. 24	災害時にレンタル機材の供給
災害時における物資供給等に関する協定書	株式会社セブンイレブン・ジャパン	H28. 1. 26	災害時に物資等の供給
災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	一般社団法人日本福祉用具供給会	H28. 6. 3	災害時に避難所等において必要とされる福祉用具等物資の供給
災害等におけるし尿等の収集運搬等に関する協定	君津地域清掃事業協同組合	H28. 6. 17	災害時に仮設トイレの供給、またはし尿等の収集運搬
災害時における生活必需物資の供給に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター	H28. 11. 25	災害時に物資の供給
災害時における畳の供給に関する協定	5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会	H29. 2. 20	災害時に住民が避難生活をする場所に畳の供給
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合コープみらい	H30. 2. 15	災害時に応急生活物資等の供給
災害時における消防用水等の確保に関する協定	千葉アクア生コンクリート協同組合	H30. 11. 20	火災、風水害等の災害発生時に消防用水等の供給活動
災害時における段ボールベッド等物資供給に関する協定	レンゴー株式会社	H31. 3. 27	市内において、地震、風水害その他災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、被災者等の支援のため定める物資を供給する
災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定	株式会社ジェイコム千葉木更津局	R 元. 11. 22	社員及び関係者による人的支援、車両及び物資等の提供
包括連携協定	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	R2. 2. 17	災害が発生もしくは発生する恐れがある場合に協定を結んだ5台の自動販売機の機内在庫商品を無料で提供
包括連携協定	大塚製薬株式会社	R2. 10. 27	災害時における被災者への支援や協力について連携して取り組む
災害時における防災協力に関する協定	イオンモール株式会社、イオンリテール株式会社	R5. 4. 1	1 施設、設備、場所の使用 2 市が発信する情報の市民等への提供 3 災害活動従事車両の駐車場及び電気自動車充電ステーションの使用 4 食料、衛生用品、生活物資等の供給

協定の名称	協定締結先	締結年月日	応援協力内容
避難等の関係			
災害時における富津郵便局と富津市間との協力に関する覚え書き	富津郵便局	H9. 10. 13	災害時における避難場所、物資集積場所等の提供等
津波時における一時避難所としての使用に関する協定書	東京都情報サービス産業健康保険組合	H23. 11. 1	津波時における一時避難所としての使用
災害時における一時避難所としての使用に関する協定書	株式会社大原興商	H23. 12. 26	災害時（津波を除く）における一時避難所としての使用
津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	日本製鉄株式会社技術開発本部	H25. 8. 1	津波時における一時避難所としての使用
広告付き避難場所等電柱看板に関する協定	東電タウンプランニング株式会社千葉総支社	H27. 1. 7	電柱看板への避難場所等の表示挿入
災害時における指定緊急避難場所・指定避難所及び防災備蓄倉庫の敷地としての使用に関する協定	社会福祉法人あたご会	H29. 6. 1	1 災害時に住民等の指定緊急避難場所・指定避難所としての使用 2 防災備蓄倉庫の敷地としての使用
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人あすなる会・あたご会・アルムの森・金谷温清会・さつき会・佐貫会・天祐会・ミッドナイトミッションのぞみ会	H29. 11. 24	災害時に福祉避難所として設置及び運営
災害等における移動式宿泊施設等の提供等に関する協定	株式会社デベロップ	R2. 12. 15	災害発生時、配慮が必要な方の避難所や仮設住宅が建設されるまでの代用として移動式宿泊施設等を提供
災害時におけるゴルフ場施設の利用に関する協定	PGMプロパティーズ5株式会社	R3. 4. 1	災害発生時の被災者の受入れ及び移送、避難場所としての提供
洪水等における指定緊急避難場所としての使用に関する協定	株式会社基行	R3. 6. 30	洪水及び高潮浸水時に指定緊急避難場所としての使用
災害時における指定避難所及び指定緊急避難場所としての使用に関する協定	株式会社フューチャーリンクネットワーク	R3. 8. 16	災害時に指定避難所及び指定緊急避難場所としての使用
災害時における指定緊急避難場所、指定避難所及び防災備蓄倉庫の敷地としての使用に関する協定	社会福祉法人あたご会	R3. 10. 1	災害時に指定緊急避難場所及び指定一般避難所としての使用。また、防災備蓄倉庫の敷地としての使用
津波時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定	東京都情報サービス産業健康保険組合	R4. 2. 14	津波による災害時に指定緊急避難場所としての使用
災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定	株式会社 大原興商	R4. 2. 17	災害時に指定緊急避難場所としての使用

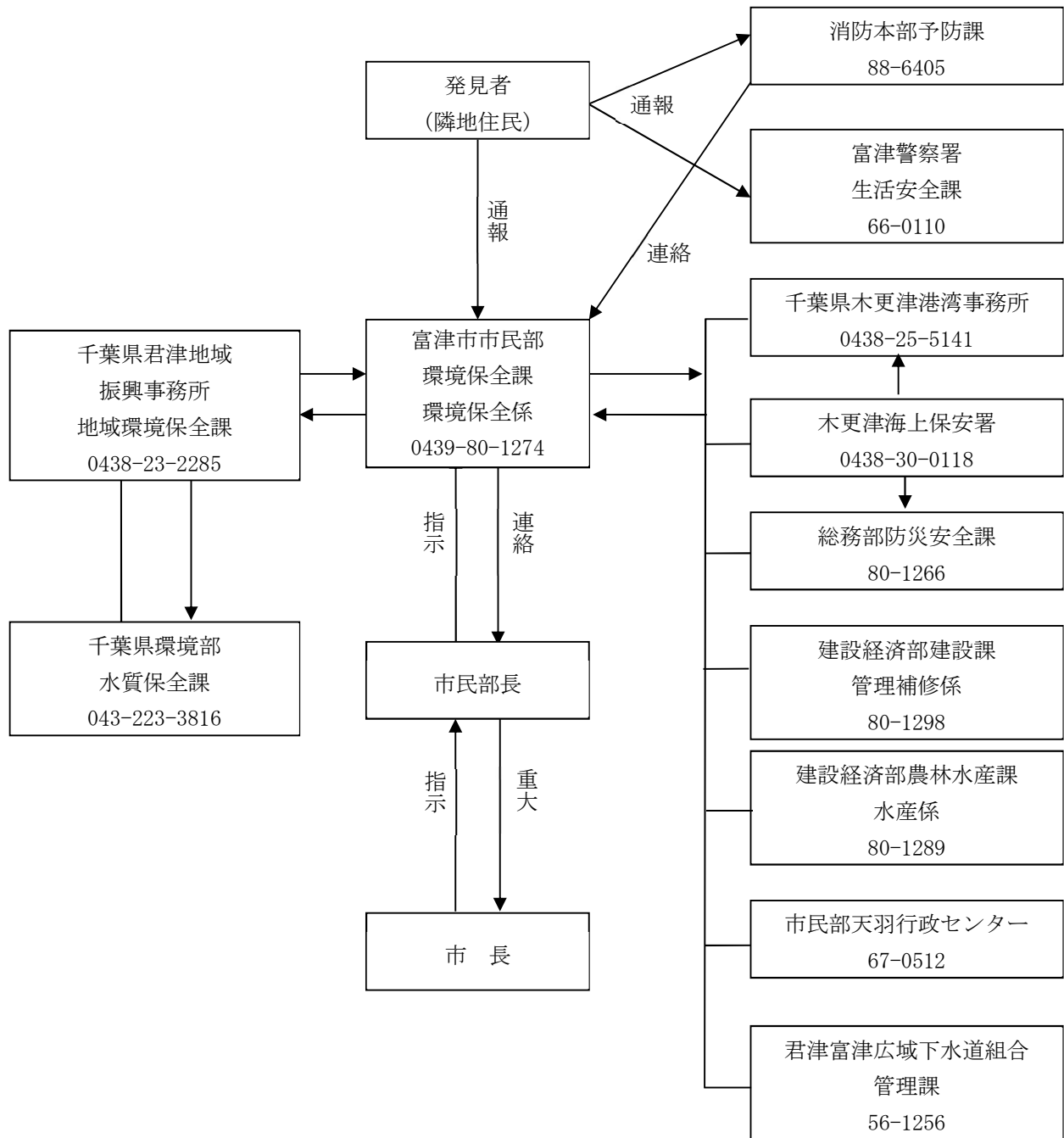
協定の名称	協定締結先	締結年月日	応援協力内容
災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定	社会福祉法人ミッドナイトミッションのぞみ会	R4. 2. 17	災害時に指定緊急避難場所としての使用
災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定	株式会社高田工業所君津支社	R4. 3. 24	災害時に指定緊急避難場所として使用
災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定	鶴峯八幡神社	R4. 9. 6	災害時に指定緊急避難場所としての使用
災害時における指定緊急避難場所及び指定一般避難所としての使用に関する協定	信栄開発株式会社、株式会社マメノキ	R5. 2. 13	災害時に指定緊急避難場所及び指定一般避難所としての使用
災害時における防災協力に関する協定	イオンモール株式会社、イオンリテール株式会社	R5. 4. 1	災害時に住民等の指定緊急避難場所としての使用
災害時における指定緊急避難場所及び指定一般避難所としての使用に関する協定	株式会社 J E L L Y F I S H	R5. 5. 24	災害時に指定緊急避難場所及び指定一般避難所としての使用
その他			
ガス導管に関する協定	株式会社 JERA	R 元. 5. 16	富津火力発電所～袖ヶ浦火力発電所を結ぶガス導管の安全等に関する協定
包括連携協定	第一生命保険株式会社	R2. 8. 20	保険業法上、許容される範囲内で「防災・防犯に関すること」について連携し協力する
富津市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	社会福祉法人富津市社会福祉協議会	R4. 4. 1	災害時にボランティアセンターの設置及び運営

資料5-10 防災関連計画等一覧

名称	策定期等	計画の概要	該当箇所
富津市耐震改修促進計画	平成29年3月改定	耐震改修促進法に基づき、市内の公共建築物、住宅、特定建築物等の計画的な耐震化を促進するための目標や施策を掲げた計画	地震・津波編 第2章 第4節「建築物等の耐震化・安全化の促進」
富津市要援護者地域見守り計画	平成27年4月 令和3年4月改定	行政や関係団体との連携及び要援護者が居住する地域住民の共助を基本として、平時の声かけや安否確認等の見守り支援に関する取組を定めた計画	地震・津波編 第2章 第7節「要配慮者等の安全確保のための体制整備」
富津市水防計画	令和3年3月改定	水防法に基づき、市内の河川、海岸等における洪水、高潮又は津波による水災を警戒、防御し、これらによる被害を軽減することを目的とする計画	風水害編 第3章 第3節「水防計画」
大規模特殊災害時における広域航空消防応援富津市事前計画	昭和62年	大規模特殊災害が発生し、他の都道府県の市町村又は他の都道府県にヘリコプターを用いた消防応援を要請する場合に、迅速に行うための要請手続等を定めた計画	地震・津波編 第2章 第3節「火災等予防対策」、第3章 第2節「情報収集・伝達体制」
かずさ水道広域連合企業団災害対策基本計画	令和2年8月改定	震災時の給水活動、水道施設被害に対する初動、応急対策、復旧を円滑に行うための実施要領及び平時の備え等を定めた計画	地震・津波編 第3章 第9節「救援物資供給活動」
富津市国土強靱化地域計画	令和3年3月策定	国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画であり、国土強靱化の観点から様々な分野の計画等の指針となる計画	地震・津波編 第1章 第3節「計画の基本的な考え方」
富津市業務継続計画	令和4年12月策定	災害時に行政自らも被災し、人、物、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定し、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めおくことにより、大規模な災害時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画	地震・津波編 第2章 第11節「防災体制の整備」



資料5-11 富津市異常水質及び流出油緊急時連絡体制組織図 <大規模-15>



## 富津市地域防災計画の作成及び修正の経緯

昭和50年 4月 作成  
昭和52年 7月 一部修正  
昭和55年 1月 一部修正  
昭和57年 7月 一部修正  
昭和59年 9月 一部修正  
昭和61年 8月 一部修正  
昭和62年 7月 一部修正  
昭和63年 8月 一部修正  
平成元年 7月 一部修正  
平成5年 3月 全面修正  
平成10年 3月 全面修正  
平成21年 3月 全面修正  
平成26年 2月 全面修正  
平成27年 3月 一部修正  
令和3年 3月 全面修正  
令和5年 11月 一部修正

### 富津市地域防災計画

---

発 行 富津市防災会議  
事 務 局 富津市総務部防災安全課  
〒293-8506 富津市下飯野 2443  
電話 0439-80-1266